

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について（新旧対照表）

原子力安全・保安院 電力安全課

改 正		現 行																											
<p>【用語の定義】(省令第1条)</p> <p>第1条 この解釈において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 「屋内配線」とは、屋内の電気使用場所において、固定して施設する電線（電気機械器具内の電線、管灯回路の配線、エックス線管回路の配線、電線路の電線、第199条第1項、第204条第1項又は第225条第1項第二号に規定する接触電線、第237条第1項に規定する小勢力回路の電線及び第238条に規定する出退表示灯回路の電線、<u>第238条の2に規定する特別低電圧照明回路の電線を除く。</u>）をいう。</p> <p>七～二十八 (略)</p>		<p>【用語の定義】(省令第1条)</p> <p>第1条 この解釈において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 「屋内配線」とは、屋内の電気使用場所において、固定して施設する電線（電気機械器具内の電線、管灯回路の配線、エックス線管回路の配線、電線路の電線、第199条第1項、第204条第1項又は第225条第1項第二号に規定する接触電線、第237条第1項に規定する小勢力回路の電線及び第238条に規定する出退表示灯回路の電線を除く。）をいう。</p> <p>七～二十八 (略)</p>																											
<p>【電線の性能】(省令第5条、第6条、第21条、第57条)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 キャブタイヤケーブルは、次の各号に適合するものを使用すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 外装は次に適合するものであること。</p> <p>イ 3-3表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料（電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するもの）を右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。</p> <p style="text-align: center;">3-3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">キャブタイヤケーブルの種類</th> <th>材 料</th> <th>外装の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧用</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低圧用</td> <td>ビニルキャブタイヤケーブル</td> <td>ビニル混合物</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">$\frac{D}{15} + 1.3$</td> </tr> <tr> <td><u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u></td> <td><u>耐燃性ポリオレフィン混合物</u></td> </tr> </tbody> </table>		キャブタイヤケーブルの種類		材 料	外装の厚さ (mm)	高圧用	(略)	(略)	(略)	低圧用	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物	$\frac{D}{15} + 1.3$	<u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>	<u>耐燃性ポリオレフィン混合物</u>	<p>【電線の性能】(省令第5条、第6条、第21条、第57条)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 キャブタイヤケーブルは、次の各号に適合するものを使用すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 外装は次に適合するものであること。</p> <p>イ 3-3表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料（電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するもの）を右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。</p> <p style="text-align: center;">3-3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">キャブタイヤケーブルの種類</th> <th>材 料</th> <th>外装の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧用</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>低圧用</td> <td>ビニルキャブタイヤケーブル</td> <td>ビニル混合物</td> <td style="text-align: center;">$\frac{D}{15} + 1.3$</td> </tr> </tbody> </table>		キャブタイヤケーブルの種類		材 料	外装の厚さ (mm)	高圧用	(略)	(略)	(略)	低圧用	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物	$\frac{D}{15} + 1.3$
キャブタイヤケーブルの種類		材 料	外装の厚さ (mm)																										
高圧用	(略)	(略)	(略)																										
低圧用	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物	$\frac{D}{15} + 1.3$																										
	<u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>	<u>耐燃性ポリオレフィン混合物</u>																											
キャブタイヤケーブルの種類		材 料	外装の厚さ (mm)																										
高圧用	(略)	(略)	(略)																										
低圧用	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物	$\frac{D}{15} + 1.3$																										

改正				現行			
	2種キャブタイヤケーブル	クロロプレン混合物			2種キャブタイヤケーブル	クロロプレン混合物	
	3種キャブタイヤケーブル		$\frac{D}{15} + 2.2$		3種キャブタイヤケーブル		$\frac{D}{15} + 2.2$
	4種キャブタイヤケーブル		$\frac{D}{15} + 2.6$		4種キャブタイヤケーブル		$\frac{D}{15} + 2.6$
(備考) (略) 口 (略) 四 (略) 6~11 (略)				(備考) (略) 口 (略) 四 (略) 6~11 (略)			
【キャブタイヤケーブル】 (省令第5条、第6条、第21条、第57条) 第8条 第3条第1項、第2項及び第5項の性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は次の各号によること。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、8-1表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。				【キャブタイヤケーブル】 (省令第5条、第6条、第21条、第57条) 第8条 第3条第1項、第2項及び第5項の性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は次の各号によること。 一 (略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、8-1表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。			
8-1表				8-1表			
キャブタイヤケーブルの種類		材 料		キャブタイヤケーブルの種類		材 料	
高圧用のキャブタイヤケーブル	(略)	(略)		高圧用のキャブタイヤケーブル	(略)	(略)	
低圧用のキャブタイヤケーブル	2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロ	天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物		低圧用のキャブタイヤケーブル	2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物	

改正			現行		
	ロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル				
	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物		ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物
	耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	ポリオレフィン混合物			
<p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、8-2表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p>			<p>ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 外装は、次に適合するものであること。</p> <p>イ 材料は、8-2表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。</p>		
8-2表			8-2表		
キャブタイヤケーブルの種類		材 料	キャブタイヤケーブルの種類		材 料
高圧用のキャブタイヤケーブル		(略)	高圧用のキャブタイヤケーブル		(略)
低圧用のキャブタイヤケーブル	2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロプレンキャブタイヤケーブル	クロロプレンゴム混合物	低圧用のキャブタイヤケーブル	2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロプレンキャブタイヤケーブル	クロロプレンゴム混合物
	2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物		2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物
	2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル又は3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル	耐燃性エチレンゴム混合物			
	ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物		ビニルキャブタイヤケーブル	ビニル混合物

改正		現行		
<table border="1"> <tr> <td>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケー ブル</td> <td>耐燃性ポリオレフィ ン混合物</td> </tr> </table> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルの外装にあっては、中間に厚さ1mm以上の綿帆布テープ又はこれと同等以上の強度を有する補強層を設けたものであること。</p> <p>五・六 (略)</p>		耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケー ブル	耐燃性ポリオレフィ ン混合物	<p>ロ (略)</p> <p>ハ 3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルの外装にあっては、中間に厚さ1mm以上の綿帆布テープ又はこれと同等以上の強度を有する補強層を設けたものであること。</p> <p>五・六 (略)</p>
耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケー ブル	耐燃性ポリオレフィ ン混合物			
<p>【電路の絶縁】(省令第5条)</p> <p>第13条 電路は、次の各号に掲げる部分を除き大地から絶縁すること。</p> <p>一 第23条第1項、第24条第2項から第4項まで、第120条、第199条第7項第二号ハ若しくは第240条第五号又は日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018 (2008)「<u>高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事</u>」の「2. 技術的規定」の第三号イ若しくは第四号イの規定により低圧電路に接地工事を施す場合の接地点。</p> <p>二~七 (略)</p>		<p>【電路の絶縁】(省令第5条)</p> <p>第13条 電路は、次の各号に掲げる部分を除き大地から絶縁すること。</p> <p>一 第23条第1項、第24条第2項から第4項まで、<u>第42条第二号イ</u>、第120条、第199条第7項第二号ハ又は第240条第五号の規定により低圧電路に接地工事を施す場合の接地点。</p> <p>二~七 (略)</p>		
<p>【接地工事の種類】(省令第10条、第11条)</p> <p>第19条 接地工事は、19-1表の左欄に掲げる4種とし、各接地工事における接地抵抗値は、同表の左欄に掲げる接地工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下とすること。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</u> (省令第10条、第11条関連)</p> <p>一 <u>第13条第六号又は第七号イに掲げるものを接地する場合</u></p> <p>二 <u>第23条、第28条第1項、第2項、第4項若しくは第5項又は日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018 (2008)「高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事」の「2. 技術的規定」の第三号イ若しくは第四号イの規定により接地する場合</u></p> <p>三 <u>低圧架空電線の特別高圧架空電線と同一支持物に施設される部分に接地工事を施す場合</u></p> <p>19-1表 (略)</p>		<p>【接地工事の種類】(省令第10条、第11条)</p> <p>第19条 接地工事は、<u>第13条第六号及び第七号イに掲げるものを接地する場合、第23条、第28条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第42条第二号イ及び第三号イ、ロの規定により接地する場合並びに低圧架空電線の特別高圧架空電線と同一支持物に施設される部分に接地工事を施す場合を除き、</u>19-1表の左欄に掲げる4種とし、各接地工事における接地抵抗値は、同表の左欄に掲げる接地工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下とすること。</p> <p>(省令第10条、第11条関連)</p> <p>19-1表 (略)</p>		

改正	現行
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>【高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設】(省令第6条、第10条、第11条、第12条) 第24条 (略)</p> <p>2 第1項に規定する接地工事は、変圧器の施設箇所ごとに施すこと。ただし、土地の状況により、変圧器の施設箇所において、第19条第1項に規定する接地抵抗値が得難い場合であって、<u>次の各号のいずれかにより施設するときは</u>、変圧器の施設箇所から200mまで離すことができる。 (省令第6条、第10条、第11条関連)</p> <p>一 <u>引張強さ5.26kN以上のもの又は直径4mm以上の硬銅線を使用した架空接地線を第67条第2項、第68条、第72条、第76条から第81条まで及び第84条の低圧架空電線の規定に準じて施設するとき。</u></p> <p>二 <u>地中接地線を第134条、第139条及び第140条の地中電線の規定に準じて施設するとき。</u></p> <p>3 第1項に規定する接地工事を施す場合において、土地の状況により、前項の規定により難いときは、次の各号により共同地線を設けて、2以上の施設箇所に共通のB種接地工事を施すことができる。</p> <p>一 架空共同地線は、<u>引張強さ5.26kN以上のもの又は直径4mm以上の硬銅線を使用し、第67条第2項、第68条、第72条、第76条から第81条まで及び第84条の低圧架空電線の規定に準じて施設すること。</u> (省令第6条関連)</p> <p>二 <u>地中共同地線は、第134条、第139条及び第140条の地中電線の規定に準じて施設すること。</u> (省令第6条関連)</p> <p>三 接地工事は、各変圧器を中心とする直径400m以内の地域であってその変圧器に接続される電線路直下の部分において、各変圧器の両側にあるように施すこと。ただし、その施設箇所において接地工事を施した変圧器については、この限りでない。(省令第11条関連)</p> <p>四 共同地線と大地との間の合成電気抵抗値は、<u>直径1km以内の地域ごとに第19条第1項に規定するB種接地工事の接地抵抗値を有するものとし、かつ、各接地線を共同地線から切り離れた場合における各接地線と大地との間の電気抵抗値は、300 以下とすること。</u> (省令第11条関連)</p> <p>4 中性点接地式高圧電線路と低圧電路とを結合する変圧器に第1項の接地工事を施す場合において、土地の状況により、前2項の規定により難いときは、次の各号により共同地線を設けて、2以上の施設箇所に共通のB種接地工事を施すことができる。</p>	<p>【高圧又は特別高圧と低圧の混触による危険防止施設】(省令第6条、第10条、第11条、第12条) 第24条 (略)</p> <p>2 第1項に規定する接地工事は、変圧器の施設箇所ごとに施すこと。ただし、土地の状況により、変圧器の施設箇所において、第19条第1項に規定する接地抵抗値が得難い場合であって、<u>5.26kN以上の引張強さのもの又は直径4mm以上の硬銅線の架空接地線を第67条第2項、第68条、第72条、第76条から第81条まで及び第84条の低圧架空電線の規定に準じて施設したときは</u>、変圧器の施設箇所から200mまで離すことができる。(省令第6条、第10条、第11条関連)</p> <p>3 第1項に規定する接地工事を施す場合において、土地の状況により前項の規定により難いときは、次の各号により架空共同地線を設けて、2以上の施設箇所に共通のB種接地工事を施すことができる。</p> <p>一 架空共同地線は、<u>5.26kN以上の引張強さのもの又は直径4mm以上の硬銅線を使用し、第67条第2項、第68条、第72条、第76条から第81条まで及び第84条の低圧架空電線の規定に準じて施設すること。</u> (省令第6条関連)</p> <p>二 接地工事は、各変圧器を中心とする直径400m以内の地域であってその変圧器に接続される電線路直下の部分において、各変圧器の両側にあるように施すこと。ただし、その施設箇所において接地工事を施した変圧器については、この限りでない。(省令第11条関連)</p> <p>三 <u>架空共同地線と大地との間の合成電気抵抗値は、1kmを直径とする地域以内ごとに第19条第1項に規定するB種接地工事の接地抵抗値を有するものとし、かつ、各接地線を架空共同地線から切り離れた場合における各接地線と大地との間の電気抵抗値は、300 以下とすること。</u> (省令第11条関連)</p> <p>4 中性点接地式高圧架空電線路と低圧電路とを結合する変圧器に第1項の接地工事を施す場合において、土地の状況により前2項の規定により難いときは、次の各号により<u>架空共同地線</u>を設けて、2以上の施設箇所に共通のB種接地工事を施すことができる。</p>

改正	現行
<p>一 共同地線は、前項第一号又は第二号の規定によること。 (省令第6条関連)</p> <p>二 接地工事は、前項第三号の規定によること。ただし、同一支持物に高压架空電線と低压架空電線とが施設されている部分では、各接地箇所相互間の距離は、電線路沿いに300mを超えてはならない。 (省令第11条関連)</p> <p>三 共同地線と大地との間の合成電気抵抗値は、第19条第1項に規定するB種接地工事の接地抵抗値を有するものとし、かつ、各接地線を共同地線から切り離した場合における各接地線と大地との間の電気抵抗値は、次の式により計算した値(300 を超える場合は、300)以下とすること。 (省令第11条関連)</p> $R = 150n / I$ <p>Rは、接地線と大地との間の電気抵抗(を単位とする。) Iは、第19条第3項の1線地絡電流(Aを単位とする。) nは、接地の箇所数</p> <p>5 前2項の共同地線には、<u>低压架空電線又は低压地中電線の1線を兼用することができる。</u> (省令第6条、第11条関連)</p> <p>6 (略)</p>	<p>一 <u>架空</u>共同地線は、前項第一号の規定によること。 (省令第6条関連)</p> <p>二 接地工事は、前項第二号の規定によること。ただし、同一支持物に高压架空電線と低压架空電線とが施設されている部分では、各接地箇所相互間の距離は、電線路沿いに300mを超えてはならない。 (省令第11条関連)</p> <p>三 <u>架空</u>共同地線と大地との間の合成電気抵抗値は、第19条第1項に規定するB種接地工事の接地抵抗値を有するものとし、かつ、各接地線を<u>架空</u>共同地線から切り離した場合における各接地線と大地との間の電気抵抗値は、次の式により計算した値(300 を超える場合は、300)以下とすること。 (省令第11条関連)</p> $R = 150n / I$ <p>Rは、接地線と大地との間の電気抵抗(を単位とする。) Iは、第19条第3項の1線地絡電流(Aを単位とする。) nは、接地の箇所数。</p> <p>5 前2項の<u>架空</u>共同地線には、<u>5.26kN以上の引張強さのもの又は直径4mm以上の硬銅線を使用する</u>低压架空電線の1線を兼用することができる。 (省令第6条、第11条関連)</p> <p>6 (略)</p>
<p>【過電流遮断器の施設の例外】(省令第14条)</p> <p>第39条 接地工事の接地線、多線式電路の中性線及び第24条第1項から第4項までの規定により電路の一部に接地工事を施した低压電線路の接地側電線には、過電流遮断器を施設しないこと。ただし、多線式電路の中性線に施設した過電流遮断器が動作した場合において各極が同時に遮断されるとき、又は第28条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により抵抗器、リアクトル等を使用して接地工事を施す場合において過電流遮断器の動作により、当該接地線が非接地状態にならないときは、この限りでない。</p>	<p>【過電流遮断器の施設の例外】(省令第14条)</p> <p>第39条 接地工事の接地線、多線式電路の中性線及び第24条第1項から第4項までの規定により電路の一部に接地工事を施した<u>低压</u>架空電線路の接地側電線には、過電流遮断器を施設しないこと。ただし、多線式電路の中性線に施設した過電流遮断器が動作した場合において各極が同時に遮断されるとき、又は第28条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により抵抗器、リアクトル等を使用して接地工事を施す場合において過電流遮断器の動作により、当該接地線が非接地状態にならないときは、この限りでない。</p>
<p>【避雷器の接地】(省令第10条、第11条)</p> <p>第42条 高压及び特別高压の電路に施設する避雷器には、A種接地工事を施すこと。ただし、<u>高压架空電線路に施設する避雷器(前条第1項の規定により施設するものを除く。)のA種接地工事を日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018(2008)「高压架空電線路に施設する避雷器の接地工事」の「2.技術的規定」により施設する場合の接地抵抗値は、第19条第1項の規定によらないこと</u></p>	<p>【避雷器の接地】(省令第10条、第11条)</p> <p>第42条 高压及び特別高压の電路に施設する避雷器には、A種接地工事を施すこと。ただし、<u>高压架空電線路に施設する避雷器(前条第1項の規定により施設するものを除く。以下この条において同じ。)</u>を第24条第2項から第4項までの規定によりB種接地工事が施された変圧器に近接して施設する場合において次の各号のいずれかに該当するとき、又は高压架空電線路に施設する避雷器(第</p>

改正	現行
<p>ができる。</p>	<p>24条第1項から第4項までの規定によりB種接地工事が施された変圧器に近接して施設するものを除く。)のA種接地工事の接地線が当該A種接地工事専用のものである場合において当該A種接地工事の接地抵抗値が30 以下であるときは、当該A種接地工事の接地抵抗値は、第19条第1項の規定を適用しないこと。</p> <p>一 避雷器のA種接地工事の接地極を変圧器のB種接地工事の接地極から1m以上離して施設する場合において、当該A種接地工事の接地抵抗値が30 以下であるとき。</p> <p>二 避雷器のA種接地工事の接地線と変圧器のB種接地工事の接地線とを変圧器に近接した箇所で接続し、かつ、次により施設する場合において、当該A種接地工事の接地抵抗値が75 以下であるとき又は当該B種接地工事の接地抵抗値が65 以下であるとき。</p> <p>イ 変圧器を中心とする半径50mの円と半径300mの円とで囲まれる地域において、当該変圧器に接続するB種接地工事が施されている低圧架空電線（引張強さ5.26kN以上のもの又は直径4mm以上の硬銅線に限る。）の1箇所以上に第20条第3項及び第4項の規定に準じて接地工事（接地線に引張強さ1.04kN以上の容易に腐食し難い金属線又は直径2.6mm以上の軟銅線を使用するものに限る。）を施すこと。ただし、当該B種接地工事の接地線が第24条第3項から第5項までに規定する架空共同地線（当該変圧器を中心とする直径300mの円内にB種接地工事が施されているものに限る。）である場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 避雷器のA種接地工事、変圧器のB種接地工事、イの規定により低圧架空電線に第20条第3項及び第4項の規定に準じて施した接地工事及びイただし書の架空共同地線における合成接地抵抗値は、20 以下であること。</p> <p>三 避雷器のA種接地工事の接地線と第24条第2項から第4項までによりB種接地工事が施された変圧器の低圧架空電線又は架空共同地線とを当該変圧器が施設された柱以外の柱で接続し、かつ、次により施設する場合において、当該A種接地工事の接地抵抗値が65 以下であるとき。</p> <p>イ 変圧器に接続する低圧架空電線及びそれに施す接地工事又は当該変圧器に接続する架空共同地線は前号イの規定により施すこと。</p> <p>ロ 避雷器のA種接地工事は、変圧器を中心とする半径50m以上の地域であつて、かつ、当該変圧器とイの規定により施す接地工事との間に施すこと。ただし、架空共同地線と接続する場合、当該避雷器のA種接地工事は変圧器を中心とする半径50m以内の地域に施すことができる。</p> <p>八 避雷器のA種接地工事、変圧器のB種接地工事、イの規定により低圧架空電線に施した接地工事及びイの規定による架空共同地線における合成抵抗</p>

改 正	現 行
<p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】(省令第33条) 第49条 (略)</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号により施設すること。(省令第33条第1、2、3、4、5項関連)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 空気タンクは、前号の規定に準ずるほか、次によること。</p> <p>イ 材料、材料の許容応力及び構造については、<u>日本工業規格 JIS B 8265 (2003)「圧力容器の構造 - 一般事項」(JIS B 8265 (2006) にて追補)</u>に準ずること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三~七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>値は、<u>16 以下であること。</u></p> <p>【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】(省令第33条) 第49条 (略)</p> <p>2 開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号により施設すること。(省令第33条第1、2、3、4、5項関連)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 空気タンクは、前号の規定に準ずるほか、次によること。</p> <p>イ 材料、材料の許容応力及び構造については、JIS B 8265 (2003)「圧力容器の構造 - 一般事項」に準ずること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>三~七 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>【鉄柱又は鉄塔の構成等】(省令第32条) 第59条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第1項の規定による鉄柱又は鉄塔を構成するボルトの規格は、日本工業規格 JIS B 1051 (2000)「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 - 第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186 (1995)「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」(<u>JIS B 1186 (2007) にて追補</u>)に規定するボルトであること。(省令第32条第1項関連)</p> <p>7 (略)</p>	<p>【鉄柱又は鉄塔の構成等】(省令第32条) 第59条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第1項の規定による鉄柱又は鉄塔を構成するボルトの規格は、日本工業規格 JIS B 1051 (2000)「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 - 第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186 (1995)「摩擦接合用高圧六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」に規定するボルトであること。(省令第32条第1項関連)</p> <p>7 (略)</p>
<p>【鉄筋コンクリート柱の構成等】(省令第32条) 第60条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱を構成する材料の許容応力は次の各号とすること。ただし、工場打ち鉄筋コンクリート柱又は鋼管と組み合わせた鉄筋コンクリート柱(以下「複合鉄筋コンクリート柱」という。)を架空電線路の支持物として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一 コンクリートの許容曲げ圧縮応力及び許容せん断応力は、60-1表の値であること。</p> <p style="text-align: center;">60-1表</p>	<p>【鉄筋コンクリート柱の構成等】(省令第32条) 第60条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱を構成する材料の許容応力は次の各号とすること。ただし、工場打ち鉄筋コンクリート柱又は鋼管と組み合わせた鉄筋コンクリート柱(以下「複合鉄筋コンクリート柱」という。)を架空電線路の支持物として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一 コンクリートの許容曲げ圧縮応力及び許容せん断応力は、60-1表の値であること。</p> <p style="text-align: center;">60-1表</p>

改正			現行																																								
供試体の圧縮強度 (MPa)	許容曲げ圧縮応力 (MPa)	許容せん断応力 (MPa)	供試体の圧縮強度 (MPa)	許容曲げ圧縮応力 (MPa)	許容せん断応力 (MPa)																																						
17.7以上20.6未満	5.88	0.59	17.7以上20.6未満	5.88	0.59																																						
20.6以上23.5未満	6.86	0.64	20.6以上23.5未満	6.86	0.64																																						
23.5以上	7.84	0.69	23.5以上	7.84	0.69																																						
<p>(備考) 供試体の圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本工業規格 JIS A 1108 (2006)「コンクリート圧縮強度試験法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。</p> <p>二 コンクリートの形鋼、平鋼又は棒鋼に対する許容附着応力は、60-2表の値であること。</p> <p style="text-align: center;">60-2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コンクリートの 圧縮強度 (MPa)</th> <th colspan="3">許容附着応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>形鋼又は平鋼 の場合</th> <th>棒鋼の場合</th> <th>異形棒鋼 の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17.7以上20.6未満</td> <td>0.34</td> <td>0.69</td> <td>1.37</td> </tr> <tr> <td>20.6以上23.5未満</td> <td>0.36</td> <td>0.74</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>23.5以上</td> <td>0.39</td> <td>0.78</td> <td>1.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 供試体の圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本工業規格 JIS A 1108 (2006)「コンクリートの圧縮強度試験方法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項第四号の性能を満足するボルトの規格は、日本工業規格 JIS B 1051 (2000)「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 - 第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186 (1995)「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」(JIS B 1186 (2007)にて追補)に規定するボルトであること。</p> <p>6 (略)</p>			コンクリートの 圧縮強度 (MPa)	許容附着応力 (MPa)			形鋼又は平鋼 の場合	棒鋼の場合	異形棒鋼 の場合	17.7以上20.6未満	0.34	0.69	1.37	20.6以上23.5未満	0.36	0.74	1.47	23.5以上	0.39	0.78	1.57	<p>(備考) 供試体の圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本工業規格 JIS A 1108 (1999)「コンクリート圧縮強度試験法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。</p> <p>二 コンクリートの形鋼、平鋼又は棒鋼に対する許容附着応力は、60-2表の値であること。</p> <p style="text-align: center;">60-2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コンクリートの 圧縮強度 (MPa)</th> <th colspan="3">許容附着応力 (MPa)</th> </tr> <tr> <th>形鋼又は平鋼 の場合</th> <th>棒鋼の場合</th> <th>異形棒鋼 の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17.7以上20.6未満</td> <td>0.34</td> <td>0.69</td> <td>1.37</td> </tr> <tr> <td>20.6以上23.5未満</td> <td>0.36</td> <td>0.74</td> <td>1.47</td> </tr> <tr> <td>23.5以上</td> <td>0.39</td> <td>0.78</td> <td>1.57</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 供試体の圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本工業規格 JIS A 1108 (2006)「コンクリートの圧縮強度試験方法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項第四号の性能を満足するボルトの規格は、日本工業規格 JIS B 1051 (2000)「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 - 第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186 (1995)「摩擦接合用高圧六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」に規定するボルトであること。</p> <p>6 (略)</p>			コンクリートの 圧縮強度 (MPa)	許容附着応力 (MPa)			形鋼又は平鋼 の場合	棒鋼の場合	異形棒鋼 の場合	17.7以上20.6未満	0.34	0.69	1.37	20.6以上23.5未満	0.36	0.74	1.47	23.5以上	0.39	0.78	1.57
コンクリートの 圧縮強度 (MPa)	許容附着応力 (MPa)																																										
	形鋼又は平鋼 の場合	棒鋼の場合	異形棒鋼 の場合																																								
17.7以上20.6未満	0.34	0.69	1.37																																								
20.6以上23.5未満	0.36	0.74	1.47																																								
23.5以上	0.39	0.78	1.57																																								
コンクリートの 圧縮強度 (MPa)	許容附着応力 (MPa)																																										
	形鋼又は平鋼 の場合	棒鋼の場合	異形棒鋼 の場合																																								
17.7以上20.6未満	0.34	0.69	1.37																																								
20.6以上23.5未満	0.36	0.74	1.47																																								
23.5以上	0.39	0.78	1.57																																								
<p>【特別高圧架空電線と建造物との接近】(省令第29条、第48条)</p> <p>第124条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線は、使用電圧が170,000V未満の特別高圧架空電線が建造物(第192条第一号若しくは第二号、第193条又は第</p>			<p>【特別高圧架空電線と建造物との接近】(省令第29条、第48条)</p> <p>第124条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線は、使用電圧が170,000V未満の特別高圧架空電線が建造物(第192条第1項若しくは第2項、第193条又は第194</p>																																								

改正	現行
<p>194条に規定する場所を含むもの及び第195条第1項に規定する建物を除き、かつ、第2次接近状態にある部分の上部造営材が不燃性又は自消性がある難燃性の建築材料により造られているものに限る。)と第2次接近状態にある場合において、次の各号により施設するときを除き、建造物と第2次接近状態に施設しないこと。 (省令第29条、第48条第2項関連)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>条に規定する場所を含むもの及び第195条第1項に規定する建物を除き、かつ、第2次接近状態にある部分の上部造営材が不燃性又は自消性がある難燃性の建築材料により造られているものに限る。)と第2次接近状態にある場合において、次の各号により施設するときを除き、建造物と第2次接近状態に施設しないこと。 (省令第29条、第48条第2項関連)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>【水上電線路の施設】(省令第7条、第14条、第15条、第20条)</p> <p>第145条 水上電線路を施設する場合は、その使用電圧が低圧又は高圧のものに限るものとし、次の各号により施設すること。(省令第7条、第20条関連)</p> <p>一 電線は、電線路の使用電圧が、低圧の場合は3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、高圧の場合は高圧用のキャブタイヤケーブルであること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【水上電線路の施設】(省令第7条、第14条、第15条、第20条)</p> <p>第145条 水上電線路を施設する場合は、その使用電圧が低圧又は高圧のものに限るものとし、次の各号により施設すること。(省令第7条、第20条関連)</p> <p>一 電線は、電線路の使用電圧が、低圧の場合は3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、高圧の場合は高圧用のキャブタイヤケーブルであること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>【地上に施設する電線路】(省令第5条、第14条、第15条、第20条、第37条)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2 前項の電線路は、交通に支障を及ぼすおそれがない場所において、第137条から第139条までの規定に準ずるほか、次の各号により施設すること。 (省令第20条関連)</p> <p>一 電線は、電線路の使用電圧が、低圧の場合はケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、高圧の場合はケーブル又は高圧用の3種クロロプレンキャブタイヤケーブル若しくは3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。 (省令第5条第1項関連)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>【地上に施設する電線路】(省令第5条、第14条、第15条、第20条、第37条)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2 前項の電線路は、交通に支障を及ぼすおそれがない場所において、第137条から第139条までの規定に準ずるほか、次の各号により施設すること。 (省令第20条関連)</p> <p>一 電線は、電線路の使用電圧が、低圧の場合はケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、高圧の場合はケーブル又は高圧用の3種クロロプレンキャブタイヤケーブル若しくは3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。 (省令第5条第1項関連)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

改正	現行
<p>【電線路専用橋等に施設する電線路】(省令第20条)</p> <p>第149条 電線路専用の橋、パイプスタンドその他これらに類するものに施設する低圧電線路は、次の各号により施設すること。(省令第20条関連)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 バスダクト工事による場合以外の場合は、電線は、ケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>【電線路専用橋等に施設する電線路】(省令第20条)</p> <p>第149条 電線路専用の橋、パイプスタンドその他これらに類するものに施設する低圧電線路は、次の各号により施設すること。(省令第20条関連)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 バスダクト工事による場合以外の場合は、電線は、ケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>【屋内に施設する電線路】(省令第5条、第28条、第37条)</p> <p>第151条 屋内(第192条から第195条までに規定する場所を除く。)に施設する電線路は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、施設しないこと。(省令第37条関連)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項の電線路は、次の各号により施設すること。 (<u>省令第5条第1項、第28条関連</u>)</p> <p>一 低圧電線路は、第170条、第174条(合成樹脂線び工事、金属線び工事、ライティングダクト工事及び平形保護層工事に係る部分を除く。)、第175条、第177条、第178条、第180条から第184条まで、第187条及び第188条の規定に準ずるほか、低圧電線路の電線が他の低圧屋内電線(前項の電線路の低圧電線及び低圧屋内配線をいう。以下同じ。)、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、第189条の規定に準じて施設すること。</p> <p>二 高圧電線路は、第188条及び第202条第1項の規定に準ずるほか、高圧電線路の電線が他の高圧屋内電線(前項の電線路の高圧電線及び高圧屋内配線をいう。以下同じ。)、低圧屋内電線、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、<u>第202条第2項</u>の規定に準じて施設すること。</p> <p>三 特別高圧電線路は、第188条及び第205条第1項の規定に準ずるほか、特別高圧電線路の電線が低圧屋内電線、高圧屋内電線、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、<u>第205条第2項</u>の規定に準じて施設すること。</p>	<p>【屋内に施設する電線路】(省令第5条、第28条、第37条)</p> <p>第151条 屋内(第192条から第195条までに規定する場所を除く。)に施設する電線路は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、施設しないこと。(省令第37条関連)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項の電線路は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 低圧電線路は、第170条、第174条(合成樹脂線び工事、金属線び工事、ライティングダクト工事及び平形保護層工事に係る部分を除く。)、第175条、第177条、第178条、第180条から第184条まで、第187条、<u>及び第188条</u>の規定に準ずるほか、低圧電線路の電線が他の低圧屋内電線(前項の電線路の低圧電線及び低圧屋内配線をいう。以下同じ。)、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、第189条の規定に準じて施設すること。 (<u>省令第5条第1項、第28条関連</u>)</p> <p>二 高圧電線路は、第188条、<u>及び第202条第1項</u>の規定に準ずるほか、高圧電線路の電線が他の高圧屋内電線(前項の電線路の高圧電線及び高圧屋内配線をいう。以下同じ。)、低圧屋内電線、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、<u>同条第2項</u>の規定に準じて施設すること。</p> <p>三 特別高圧電線路は、第188条及び第205条第1項の規定に準ずるほか、特別高圧電線路の電線が低圧屋内電線、高圧屋内電線、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接近し、又は交さする場合は、<u>同条第2項</u>の規定に準じて施設すること。</p>

改正	現行
<p>四 電線にケーブルを使用し、次のいずれかにより施設する場合は、前3号の規定によらないことができる。</p> <p>イ 電線路専用であって堅ろうかつ耐火性の構造物に仕切られた場所に施設する場合</p> <p>ロ 日本電気技術規格委員会規格JESC E2017(2008)「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の「2.技術的規定」により施設する場合</p> <p>五 (略)</p>	<p>四 電線路はケーブルを使用し、電線路専用であって堅ろうかつ耐火性の構造物に仕切られた場所に施設する場合は、前3号の規定によらないことができる。</p> <p>五 (略)</p>
<p>【臨時電線路の施設】(省令第4条)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 架空電線路の支持物として使用する鉄塔、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱に施設する支線であって、使用期間が6月以内に限り使用するものを次の各号により施設する場合は、第63条第1項第三号の規定によらないことができる。</p> <p>(省令第4条関連)</p> <p>一 支線は、日本工業規格 JIS G 3525 (2006)「ワイヤロープ」に規定するワイヤロープであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>8 地上に施設する低圧又は高圧の電線路及び災害後の復旧に用する地上に施設する特別高圧電線路であって、その工事が完了した日から2月以内に限り使用するものを次の各号により施設する場合は、第147条の規定によらないことができる。</p> <p>(省令第4条関連)</p> <p>一 電線は、電線路の使用電圧が低圧の場合はケーブル又は断面積8mm²以上の3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル若しくは4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、高圧の場合はケーブル又は高圧用のキャブタイヤケーブル、特別高圧の場合はケーブルであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>【臨時電線路の施設】(省令第4条)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 架空電線路の支持物として使用する鉄塔、鉄柱又は鉄筋コンクリート柱に施設する支線であって、使用期間が6月以内に限り使用するものを次の各号により施設する場合は、第63条第1項第三号の規定によらないことができる。</p> <p>(省令第4条関連)</p> <p>一 支線は、日本工業規格 JIS G 3525 (1998)に規定するワイヤロープであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>8 地上に施設する低圧又は高圧の電線路及び災害後の復旧に用する地上に施設する特別高圧電線路であって、その工事が完了した日から2月以内に限り使用するものを次の各号により施設する場合は、第147条の規定によらないことができる。</p> <p>(省令第4条関連)</p> <p>一 電線は、電線路の使用電圧が低圧の場合はケーブル又は断面積が、8mm²以上の3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル若しくは4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、高圧の場合はケーブル又は高圧用のキャブタイヤケーブル、特別高圧の場合はケーブルであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>9 (略)</p>
<p>【電力保安通信用電話設備の施設】(省令第50条)</p> <p>第153条 次の各号に掲げる箇所には、電力保安通信用電話設備を施設すること。</p> <p>(省令第50条第1項関連)</p>	<p>【電力保安通信用電話設備の施設】(省令第50条)</p> <p>第153条 次の各号に掲げる箇所には、電力保安通信用電話設備を施設すること。</p> <p>(省令第50条第1項関連)</p>

改正	現行
<p>一 <u>遠隔監視制御されない発電所（第九号本文に規定する場合に係るものを除く。）</u> 遠隔監視制御されない変電所（これに準ずる場所であって、特別高圧の電気を変成するためのものを含む。） 発電制御所、変電制御所及び開閉所並びに電線路の技術員駐在所とこれらの運用を行う給電所との間。ただし、次のいずれかに適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二～八（略）</p> <p>九 一般電気事業者及び卸電気事業者以外の者であつて、高圧又は<u>35,000V以下の特別高圧</u>で受電するものが、一般電気事業者が運用する電力系統に連系する発電設備等（常用電源の停電時のみに使用する非常用予備電源を除く。）を設置する場合、発電設備等設置者の技術員駐在箇所等と当該一般電気事業者の営業所等との間。ただし、次の条件のいずれかを満たす場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ 発電設備等の出力が極めて小さい場合</p> <p><u>ロ 発電設備等が電気の供給に支障を及ぼさず、かつ、営業所等との間で保安上緊急連絡の必要がない場合</u></p> <p>ハ 次の条件を全て満たす場合であつて、電力保安通信用電話設備に代わる電話設備を有している場合</p> <p>（イ） 発電設備等設置者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とすること。</p> <p>（ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式とすること。</p> <p>（ハ） 災害時等において当該一般電気事業者と連絡が取れない場合には、当該一般電気事業者との連絡が取れるまでの間、発電設備等設置者において発電設備等の解列又は運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。</p> <p>2（略）</p>	<p>一 遠隔監視制御されない発電所、遠隔監視制御されない変電所（これに準ずる場所であつて、特別高圧の電気を変成するためのものを含む。） 発電制御所、変電制御所及び開閉所並びに電線路の技術員駐在所とこれらの運用を行う給電所との間。ただし、次のいずれかに適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二～八（略）</p> <p>九 一般電気事業者及び卸電気事業者以外の者であつて、高圧で受電するものが、一般電気事業者が運用する電力系統に連系する発電設備等（常用電源の停電時のみに使用する非常用予備電源を除く。）を設置する場合、発電設備等設置者の技術員駐在箇所等と当該一般電気事業者の営業所等との間。ただし、次の条件のいずれかを満たす場合にあつては、この限りでない。</p> <p>イ 発電設備等の出力が極めて小さい場合。</p> <p><u>ロ 次の条件を全て満たす場合であつて、電力保安通信用電話設備に代わる電話設備を有している場合。</u></p> <p>（イ） 発電設備等設置者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とすること。</p> <p>（ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式とすること。</p> <p>（ハ） 災害時等において当該一般電気事業者と連絡が取れない場合には、当該一般電気事業者との連絡が取れるまでの間、発電設備等設置者において発電設備等の解列又は運転を停止するよう、保安規程上明記されていること。</p> <p>2（略）</p>
<p>【裸電線の使用制限】（省令第56条、第57条）</p> <p>第163条 屋内に施設する低圧電線には、裸電線を使用しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～五（略）</p> <p><u>六 第238条の2に規定する特別低電圧照明回路を施設する場合。</u></p>	<p>【裸電線の使用制限】（省令第56条、第57条）</p> <p>第163条 屋内に施設する低圧電線には、裸電線を使用しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～五（略）</p>

改正	現行
<p>【屋内に施設する低圧用の機械器具等の施設】(省令第59条)</p> <p>第167条 屋内に施設する低圧用の白熱電灯(電気スタンド、携帯灯及び電気用品安全法の適用を受ける装飾用電灯器具、<u>第238条の2に規定する特別低電圧照明回路の白熱電灯</u>を除く。以下同じ。)若しくは放電灯(管灯回路の配線を除く。)又は家庭用電気機械器具は、その充電部分が露出しないように施設すること。ただし、電熱器のうち電気こんろ等その充電部分を露出して電気を使用することがやむを得ないもののその露出する部分の対地電圧が150V以下の場合、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>【屋内に施設する低圧用の機械器具等の施設】(省令第59条)</p> <p>第167条 屋内に施設する低圧用の白熱電灯(電気スタンド、携帯灯及び電気用品安全法の適用を受ける装飾用電灯器具を除く。以下同じ。)若しくは放電灯(管灯回路の配線を除く。)又は家庭用電気機械器具は、その充電部分が露出しないように施設すること。ただし、電熱器のうち電気こんろ等その充電部分を露出して電気を使用することがやむを得ないもののその露出する部分の対地電圧が150V以下の場合、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>【合成樹脂管工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 合成樹脂管工事に使用する合成樹脂管及びボックスその他の附属品(管相互を接続するもの及び管端に接続するものに限り、レジューサーを除く。)は、次の各号に適合すること。(省令第56条関連)</p> <p>一 電気用品安全法の適用を受ける合成樹脂製の電線管及びボックスその他の附属品であること。ただし、附属品のうち金属製のボックス及び第178条第4項及び第5項の規定に適合する<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングにあっては、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 前項の合成樹脂管及びボックスその他の附属品は、次の各号により施設すること。(省令第10条、第11条、第56条関連)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 低圧屋内配線の使用電圧が300V以下の場合において、合成樹脂管を金属製のボックスに接続して使用するとき又は前項第一号ただし書に規定する<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングを使用するときは、ボックス又は<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングにD種接地工事を施すこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 低圧屋内配線の使用電圧が300Vを超える場合において、合成樹脂管を金属製のボックスに接続して使用するとき又は前項第一号ただし書に規定する<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングを使用するときは、ボックス又は<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングにC種接地工事を施すこと。ただし、人が触れるおそれがないように施設する場合は、D種接地工事によることができる。(省令第10条、第11条関連)</p>	<p>【合成樹脂管工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 合成樹脂管工事に使用する合成樹脂管及びボックスその他の附属品(管相互を接続するもの及び管端に接続するものに限り、レジューサーを除く。)は、次の各号に適合すること。(省令第56条関連)</p> <p>一 電気用品安全法の適用を受ける合成樹脂製の電線管及びボックスその他の附属品であること。ただし、附属品のうち金属製のボックス及び第178条第4項及び第5項の規定に適合する<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングにあっては、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 前項の合成樹脂管及びボックスその他の附属品は、次の各号により施設すること。(省令第10条、第11条、第56条関連)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 低圧屋内配線の使用電圧が300V以下の場合において、合成樹脂管を金属製のボックスに接続して使用するとき又は前項第一号ただし書に規定する<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングを使用するときは、ボックス又は<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングにD種接地工事を施すこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 低圧屋内配線の使用電圧が300Vを超える場合において、合成樹脂管を金属製のボックスに接続して使用するとき又は前項第一号ただし書に規定する<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングを使用するときは、ボックス又は<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングにC種接地工事を施すこと。ただし、人が触れるおそれがないように施設する場合は、D種接地工事によることができる。(省令第10条、第11条関連)</p>

改正	現行
六～八 (略)	六～八 (略)
<p>【金属管工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条) 第178条 (略)</p> <p>2 金属管工事に使用する金属管及びボックスその他の附属品(管相互を接続するもの及び管端に接続するものに限り、レジューサーを除く。)は、次の各号に適合するものであること。(省令第56条関連)</p> <p>一 電気用品安全法の適用を受ける金属製の電線管(可とう電線管を除く。)及びボックスその他の附属品又は黄銅若しくは銅で堅ろうに製作したものであること。ただし粉じん防爆型フレキシブルフィッチングその他の防爆型の附属品であって第4項及び第5項に適合するもの及び絶縁ブッシングにあっては、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第一号ただし書の規定による金属管の防爆型附属品のうちフレキシブルフィッチングの規格は、次の各号に適合すること。(省令第56条関連)</p> <p>一 粉じん防爆型のフレキシブルフィッチングは、次に適合すること。</p> <p>イ 構造は、継目なしの丹銅、リン青銅若しくはステンレスの可とう管に丹銅、黄銅若しくはステンレスの編組被覆を施したものの又は電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二11及び5口に適合する2種金属製可とう電線管に厚さ0.8mm以上のビニルの被覆を施したものの両端にコネクタ又はユニオンカップリングを堅固に接続し、内面は電線の引入れ又は引換えの際に電線の被覆を損傷しないようになめらかにしたものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>【金属管工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条) 第178条 (略)</p> <p>2 金属管工事に使用する金属管及びボックスその他の附属品(管相互を接続するもの及び管端に接続するものに限り、レジューサーを除く。)は、次の各号に適合するものであること。(省令第56条関連)</p> <p>一 電気用品安全法の適用を受ける金属製の電線管(可とう電線管を除く。)及びボックスその他の附属品又は黄銅若しくは銅で堅ろうに製作したものであること。ただし粉塵防爆型フレキシブルフィッチングその他の防爆型の附属品であって第4項及び第5項に適合するもの及び絶縁ブッシングにあっては、この限りでない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第一号ただし書の規定による金属管の防爆型附属品のうちフレキシブルフィッチングの規格は、次の各号に適合すること。(省令第56条関連)</p> <p>一 粉塵防爆型のフレキシブルフィッチングは、次に適合すること。</p> <p>イ 構造は、継目なしの丹銅、リン青銅若しくはステンレスの可とう管に丹銅、黄銅若しくはステンレスの編組被覆を施したものの又は電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二11及び5口に適合する2種金属製可とう電線管に厚さ0.8mm以上のビニルの被覆を施したものの両端にコネクタ又はユニオンカップリングを堅固に接続し、内面の電線は引入れ又は引換えの際に電線の被覆を損傷しないようになめらかにしたものであること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>【ライティングダクト工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第64条) 第185条 ライティングダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号により施設すること。(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第64条関連)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 ダクトの開口部は、下に向けて施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、横に向けて施設することができる。</p> <p>イ (略)</p>	<p>【ライティングダクト工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第64条) 第185条 ライティングダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号により施設すること。(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第64条関連)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 ダクトの開口部は、下に向けて施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、横に向けて施設することができる。</p> <p>イ (略)</p>

改正	現行
<p>ロ 日本工業規格 JIS C 8366 (2006)「ライティングダクト」の「<u>8</u> 材料」、「<u>6</u> 構造」、「<u>5</u> 性能」の固定 形に適合するライティングダクトを使用する場合。</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ロ 日本工業規格 JIS C 8366 (1995)「ライティングダクト」の「<u>6</u> 材料」、「<u>5</u> 構造」、「<u>4</u> 性能」の固定 形に適合するライティングダクトを使用する場合。</p> <p>六～八 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>【ケーブル工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第68条、第69条、第70条)</p> <p>第187条 ケーブル工事による低圧屋内配線(次項及び第3項に規定するものを除く。)は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 電線は、ケーブル、3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧屋内配線を展開した場所又は点検できる隠ぺい場所に施設する場合は、2種キャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>又は<u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>を使用することができる。(省令第57条関連)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>【ケーブル工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第68条、第69条、第70条)</p> <p>第187条 ケーブル工事による低圧屋内配線(次項及び第3項に規定するものを除く。)は、次の各号により施設すること。</p> <p>一 電線は、ケーブル、3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧屋内配線を展開した場所又は点検できる隠ぺい場所に施設する場合は、2種キャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又は<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>を使用することができる。(省令第57条関連)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>【メタルラス張り等の木造造営物における施設】(省令第56条、第57条)</p> <p>第188条 (略)</p> <p>2 メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの木造の造営物に合成樹脂線ぴ工事、合成樹脂管工事、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、ライティングダクト工事又はケーブル工事により低圧屋内配線を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一 メタルラス、ワイヤラス又は金属板と次に掲げるものとは、電氣的に接続しないように施設すること。</p> <p>イ 金属管工事に使用する金属管、金属線ぴ工事に使用する金属線ぴ、可とう電線管工事に使用する可とう電線管又は合成樹脂管工事に使用する<u>粉塵防爆型フレキシブルフィッチング</u>。</p>	<p>【メタルラス張り等の木造造営物における施設】(省令第56条、第57条)</p> <p>第188条 (略)</p> <p>2 メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの木造の造営物に合成樹脂線ぴ工事、合成樹脂管工事、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、ライティングダクト工事又はケーブル工事により低圧屋内配線を施設する場合は、次の各号によること。</p> <p>一 メタルラス、ワイヤラス又は金属板と次に掲げるものとは、電氣的に接続しないように施設すること。</p> <p>イ 金属管工事に使用する金属管、金属線ぴ工事に使用する金属線ぴ、可とう電線管工事に使用する可とう電線管又は合成樹脂管工事に使用する<u>粉塵防爆型フレキシブルフィッチング</u>。</p>

改正	現行
<p>口～ト (略) 二 (略)</p>	<p>口～ト (略) 二 (略)</p>
<p>【屋内低圧用の電球線の施設】(省令第56条、第57条) 第190条 屋内に施設する使用電圧が300V以下の電球線(電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しない白熱電灯に至るものであって、造営物に固定して施設しないものをいい、電気使用機械器具内の電線及び第238条の2に規定する特別低電圧照明回路の電線を除く。以下同じ。)は、<u>ビニルコード(ビニルキャブタイヤコードを含む。以下同じ。)</u>及び<u>耐燃性ポリオレフィンコード(耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤコードを含む。以下同じ。)</u>以外のコード{湿気の多い場所又は水気のある場所若しくは水気のある場所の床の上から人が触れるおそれがある箇所に施設する場合は、防湿コード(外部編組に防湿剤を施したゴムコードをいう。以下同じ。)又はゴムキャブタイヤコードに限る。}又は<u>ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm²以上のものとする。ただし、人が容易に触れるおそれがないように施設する電球線には、断面積が0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線(口出し部の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあっては、断面積が0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線)を使用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>【屋内低圧用の電球線の施設】(省令第56条、第57条) 第190条 屋内に施設する使用電圧が300V以下の電球線(電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しない白熱電灯に至るものであって、造営物に固定して施設しないものをいい、電気使用機械器具内の電線を除く。以下同じ。)は、<u>ビニルコード(ビニルキャブタイヤコードを含む。以下同じ。)</u>以外のコード{湿気の多い場所又は水気のある場所若しくは水気のある場所の床の上から人が触れるおそれがある箇所に施設する場合は、防湿コード(外部編組に防湿剤を施したゴムコードをいう。以下同じ。)又はゴムキャブタイヤコードに限る。}又は<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm²以上のものとする。ただし、人が容易に触れるおそれがないように施設する電球線には、断面積が0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線(口出し部の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあっては、断面積が0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線)を使用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>【屋内低圧用の移動電線の施設】(省令第56条、第57条) 第191条 屋内に施設する低圧の移動電線(電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しないものをいい、電球線及び電気使用機械器具内の電線を除く。以下同じ。)は、第237条第1項第七号(第238条において準用する場合を含む。)に規定する移動電線を除き、次の各号に掲げるものであること。 一 屋内に施設する使用電圧が300V以下の移動電線は、<u>ビニルコード及び耐燃性ポリオレフィンコード</u>以外のコード(湿気の多い場所又は水気のある場所若しくは水気のある場所の床の上から人が触れるおそれがある箇所に施設する場合は、防湿コード又はゴムキャブタイヤコードに限る。)又は<u>ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm²以上のものであること。ただし、電気ひげそり、電気バリカンその他これらに類する軽小な家庭用電</p>	<p>【屋内低圧用の移動電線の施設】(省令第56条、第57条) 第191条 屋内に施設する低圧の移動電線(電気使用場所に施設する電線のうち、造営物に固定しないものをいい、電球線及び電気使用機械器具内の電線を除く。以下同じ。)は、第237条第1項第七号(第238条において準用する場合を含む。)に規定する移動電線を除き、次の各号に掲げるものであること。 一 屋内に施設する使用電圧が300V以下の移動電線は、<u>ビニルコード</u>以外のコード(湿気の多い場所又は水気のある場所若しくは水気のある場所の床の上から人が触れるおそれがある箇所に施設する場合は、防湿コード又はゴムキャブタイヤコードに限る。)又は<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm²以上のものであること。ただし、電気ひげそり、電気バリカンその他これらに類する軽小な家庭用電気機械器具に附属する移動電線に長さ2.5m以下の金糸コードを使用し、かつ、こ</p>

改正	現行
<p>気機械器具に附属する移動電線に長さ2.5m以下の金糸コードを使用し、かつ、これを乾燥した場所で使用する場合、電気用品安全法の適用を受ける装飾用電灯器具（直列式のものに限る。）に附属する移動電線を乾燥した場所で使用する場合、第200条の規定により、エレベーター用ケーブルを使用する場合又は第240条の規定により溶接用ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>二 屋内に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の移動電線は、1種キャブタイヤケーブル、<u>ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積0.75mm²以上のものであること。ただし、電気を熱として利用しない電気機械器具に附属する移動電線に断面積0.75mm²以上のビニルキャブタイヤケーブル又は<u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 差込み接続器を介さないで直接接続される放電灯、扇風機、電気スタンドその他の電気を熱として利用しない電気使用機械器具、電気温水器その他の高温部が露出せず、かつ、これに電線が触れるおそれがない構造の電熱器（電熱器と移動電線との接続部の温度が80 以下であって、かつ、電熱器の外面の温度が100 を超えるおそれがないものに限る。）又は移動点滅器に附属する移動電線には、前項の規定にかかわらず、断面積が0.75mm²以上のビニルコード、<u>耐燃性ポリオレフィンコード、ビニルキャブタイヤケーブル又は耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>を使用することができる。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>れを乾燥した場所で使用する場合、電気用品安全法の適用を受ける装飾用電灯器具（直列式のものに限る。）に附属する移動電線を乾燥した場所で使用する場合、第200条の規定により、エレベーター用ケーブルを使用する場合又は第240条の規定により溶接用ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>二 屋内に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の移動電線は、1種キャブタイヤケーブル<u>及び</u>ビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積0.75mm²以上のものであること。ただし、電気を熱として利用しない電気機械器具に附属する移動電線に断面積0.75mm²以上のビニルキャブタイヤケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 差込み接続器を介さないで直接接続される放電灯、扇風機、電気スタンドその他の電気を熱として利用しない電気使用機械器具、電気温水器その他の高温部が露出せず、かつ、これに電線が触れるおそれがない構造の電熱器（電熱器と移動電線との接続部の温度が80 以下であって、かつ、電熱器の外面の温度が100 を超えるおそれがないものに限る。）又は移動点滅器に附属する移動電線には、前項の規定にかかわらず、断面積が0.75mm²以上のビニルコード<u>又は</u>ビニルキャブタイヤケーブルを使用することができる。</p> <p>3～6（略）</p>
<p>【<u>粉じん</u>の多い場所における低圧の施設】（省令第68条、第69条） 第192条 <u>粉じんの多い場所に施設する低圧屋内電気設備（使用電圧が300Vを超える放電灯を除く。以下この条から第195条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかにより施設すること。</u></p> <p>二 爆燃性粉じん（マグネシウム、アルミニウム等の粉じんであって、集積した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。以下同じ。）又は火薬類の粉末が存在し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所に施設する低圧屋内電気設備は、次により施設すること。 （省令第69条関連）</p> <p>イ（略） ロ 金属管工事によるときは、次により施設すること。</p>	<p>【<u>粉塵</u>の多い場所における低圧の施設】（省令第68条、第69条） 第192条</p> <p>爆燃性粉塵（マグネシウム、アルミニウム等の粉塵であって、集積した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。以下同じ。）又は火薬類の粉末が存在し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所に施設する低圧屋内電気設備（<u>使用電圧が300Vを超える放電灯を除く。以下この条から第195条までにおいて同じ。）は、次の各号により、施設すること。</u> （省令第69条関連）</p> <p>二（略） 三 金属管工事によるときは、次により施設すること。</p>

改正	現行
<p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) ボックスその他の附属品及びプルボックスは、容易に摩耗、腐食その他の損傷を生ずるおそれがないパッキンを用いて<u>粉じん</u>が内部に侵入しないように施設すること。</p> <p>(ハ) 管相互及び管とボックスその他の附属品、プルボックス又は電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法その他これと同等以上の効力のある方法により、堅ろうに接続し、かつ、内部に<u>粉じん</u>が侵入しないように接続すること。</p> <p>(ニ) 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の配線には、第178条第2項第一号ただし書に規定する防爆型の附属品のうち<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングを使用すること。</p> <p>八 ケーブル工事によるときは、次により施設すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電線を電気機械器具に引き込むときは、パッキン又は充てん剤を用いて引込口より<u>粉じん</u>が内部に侵入しないようにし、かつ、引込口で電線が損傷するおそれがないように施設すること。</p> <p>三 移動電線は、<u>八(ロ)</u>の規定に準じて施設するほか、接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、損傷を受けるおそれがないように施設すること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>ハ 電気機械器具は、「<u>電気機械器具防爆構造規格</u>」(昭和44年労働省告示第16号)に規定する<u>粉じん</u>防爆特殊防じん構造のものであること。</p> <p>ト (略)</p> <p>チ 電動機は、過電流が生じたときに爆燃性<u>粉じん</u>に着火するおそれがないように施設すること。</p> <p>二 可燃性<u>粉じん</u>(小麦粉、でん粉その他の可燃性の<u>粉じん</u>であって、空中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいい、爆燃性<u>粉じん</u>を除く。以下同じ。)が存在し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所に施設する低圧屋内電気設備は、<u>前号ホ、ト及びチ</u>の規定に準じて施設するほか、次により、かつ、危険のおそれがないように施設すること。 (省令第69条関連)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ ボックスその他の附属品及びプルボックスは、容易に摩耗、腐食その他の損傷を生ずるおそれがないパッキンを用いて<u>粉塵</u>が内部に侵入しないように施設すること。</p> <p>ハ 管相互及び管とボックスその他の附属品、プルボックス又は電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法その他これと同等以上の効力のある方法により、堅ろうに接続し、かつ、内部に<u>粉塵</u>が侵入しないように接続すること。</p> <p>ニ 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の配線には、第178条第2項第一号ただし書に規定する防爆型の附属品のうち<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングを使用すること。</p> <p>三 ケーブル工事によるときは、次により施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 電線を電気機械器具に引き込むときは、パッキン又は充てん剤を用いて引込口より<u>粉塵</u>が内部に侵入しないようにし、かつ、引込口で電線が損傷するおそれがないように施設すること。</p> <p>四 移動電線は、<u>前号ロ</u>の規定に準じて施設するほか、接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、損傷を受けるおそれがないように施設すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 電気機械器具は、<u>第4項</u>に規定する<u>粉塵</u>防爆特殊防塵構造のものであること。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 電動機は、過電流が生じたときに爆燃性<u>粉塵</u>に着火するおそれがないように施設すること。</p> <p>2 可燃性<u>粉塵</u>(小麦粉、でん粉その他の可燃性の<u>粉塵</u>であって、空中に浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいい、爆燃性<u>粉塵</u>を除く。以下同じ。)が存在し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所に施設する低圧屋内電気設備は、<u>前項第五号、第七号及び第八号</u>の規定に準じて施設するほか、<u>次の各号</u>により、かつ、危険のおそれがないように施設すること。 (省令第69条関連)</p>

改正	現行
<p>イ (略)</p> <p>ロ 合成樹脂管工事によるときは、次により施設すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) ボックスその他の附属品及びプルボックスは、容易に摩耗、腐食その他の損傷を生ずるおそれがないパッキンを用いる方法、すきまの奥行きを長くする方法その他の方法により粉じんが内部に侵入し難いように施設すること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の配線には、第177条第2項第一号ただし書に規定する粉じん防爆型フレキシブルフィッチングを使用すること。</p> <p>ハ 金属管工事によるときは、前号ロ(イ)及び(ニ)並びに本号ロ(ロ)の規定に準じて施設するほか、管相互及び管とボックスその他の附属品、プルボックス又は電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法その他これと同等以上の効力のある方法により、堅ろうに接続すること。</p> <p>ニ ケーブル工事によるときは、前号ハ(イ)の規定に準じて施設するほか、電線を電気機械器具に引き込むときは、引込口より粉じんが内部に侵入し難いようにし、かつ、引込口で電線が損傷するおそれがないように施設すること。</p> <p>ホ 移動電線は、ニ(前号ハ(イ)の規定の準用に係る部分を除く。)の規定に準じて施設するほか、1種キャブタイヤケーブル以外の接続点のないキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、損傷を受けるおそれがないように施設すること。</p> <p>ヘ 電気機械器具は、「電気機械器具防爆構造規格」に規定する粉じん防爆普通防じん構造のものであること。</p> <p>三 前2号に規定する場所以外の場所であって、粉じんの多い場所に施設する低圧屋内電気設備は、第一号ホの規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。ただし、有効な除じん装置を施設する場合は、この限りでない。(省令第68条関連)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 電気機械器具であって、粉じんが附着することにより温度が異常に上昇し、又は絶縁性能若しくは開閉機構の性能が損なわれるおそれがあるものには、防じん装置を施すこと。</p> <p>ハ 綿、麻、絹その他の燃えやすい繊維の粉じんが存在する場所に電気機械器具を施設する場合は、粉じんに着火するおそれがないように施設すること。</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 合成樹脂管工事によるときは、次により施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ ボックスその他の附属品及びプルボックスは、容易に摩耗、腐食その他の損傷を生ずるおそれがないパッキンを用いる方法、すきまの奥行きを長くする方法その他の方法により粉塵が内部に侵入し難いように施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 電動機に接続する部分で可とう性を必要とする部分の配線には、第177条第2項第一号ただし書に規定する粉塵防爆型フレキシブルフィッチングを使用すること。</p> <p>三 金属管工事によるときは、前項第二号イ及びニ並びに前号ロの規定に準じて施設するほか、管相互及び管とボックスその他の附属品、プルボックス又は電気機械器具とは、5山以上ねじ合わせて接続する方法その他これと同等以上の効力のある方法により、堅ろうに接続すること。</p> <p>四 ケーブル工事によるときは、前項第三号イの規定に準じて施設するほか、電線を電気機械器具に引き込むときは、引込口より粉塵が内部に侵入し難いようにし、かつ、引込口で電線が損傷するおそれがないように施設すること。</p> <p>五 移動電線は、前号(前項第三号イの規定の準用に係る部分を除く。)の規定に準じて施設するほか、1種キャブタイヤケーブル以外の接続点のないキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、損傷を受けるおそれがないように施設すること。</p> <p>六 電気機械器具は、第5項に規定する粉塵防爆普通防塵構造のものであること。</p> <p>3 前2項に規定する場所以外の場所であって、粉塵の多い場所に施設する低圧屋内電気設備は、第1項第五号の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。ただし、有効な除塵装置を施設する場合は、この限りでない。(省令第68条関連)</p> <p>二 (略)</p> <p>ニ 電気機械器具であって、粉塵が附着することにより温度が異常に上昇し、又は絶縁性能若しくは開閉機構の性能が損なわれるおそれがあるものには、防塵装置を施すこと。</p> <p>三 綿、麻、絹その他の燃えやすい繊維の粉塵が存在する場所に電気機械器具を施設する場合は、粉塵に着火するおそれがないように施設すること。</p>

改正	現行
と。	<p>4 第1項第六号による粉塵防爆特殊防塵構造は、次の各号に適合すること。（省令第69条関連）</p> <p>一 容器（電気機械器具の外箱、外被、保護カバー等当該電気機械器具の防爆性能を保持するための包被部分をいい、端子箱を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、全閉構造であって、電気を通ずる部分が外部から損傷を受けないようにしたものであること。</p> <p>二 容器の全部又は一部にガラス、合成樹脂等損傷を受けやすい材料が用いられている場合は、これらの材料が用いられている箇所を保護する装置を取り付けること。ただし、当該箇所の材料が日本工業規格 JIS R 3206（2003）「強化ガラス」に適合する強化ガラス、日本工業規格 JIS R 3205（2005）「合わせガラス」に適合する合わせガラス若しくはこれらと同等以上の強度を有するものである場合又は当該箇所が当該容器の構造上外部から損傷を受けるおそれがない位置にある場合は、この限りでない。</p> <p>三 ボルト、ナット、小ねじ、ねじ込みふた等の部材であって容器の防爆性能の保持のため必要なものは、一般工具によっては容易にゆるめ又は操作することができないようにした構造（以下この条において「錠締め構造」という。）で、かつ、当該部材が使用中ゆるむおそれがある場合は、止めナット、ばね座金、舌付き座金又は割ピンを用いる等の方法により当該部材にゆるみ止めをした構造（以下この条において「ゆるみ止め構造」という。）であること。</p> <p>四 接合面（操作軸又は回転機軸と容器との接合面を除く。）は、パッキンを取り付け、かつ、当該パッキンが離脱し、又はゆるむおそれがないようにする方法、日本工業規格 JIS B 0601（1976）「表面粗さ」の粗さ表示と区分の項に定める18-S以上に仕上げ、その奥行きを15mm以上とし、かつ、相互に密接させる方法等により外部から粉塵が侵入しないようにした構造であること。</p> <p>五 操作軸と容器との接合面は、その奥行きを10mm以上とし、かつ、パッキングランドを用いて当該接合面にパッキンを取り付ける方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法により外部から粉塵が侵入しないようにした構造であること。</p> <p>六 回転機軸と容器との接合面は、パッキンを2段以上取り付ける方法、間隔が0.5mm以下、奥行きが45mm以上であるラビリス構造とする方法等により外部から粉塵が侵入しないようにした構造であること。</p> <p>七 容器の一部に貫通ねじを使用し、又は容器の一部がねじ込み結合方式によ</p>

改正

現行

り結合されているものであって、ねじ合わせ部分を通じて外部から粉塵が侵入するおそれがあるものにあつては、5山以上ねじ合わせ、かつ、パッキン又は止めナットを用いる等の方法により外部から粉塵が侵入しないようにした構造であること。

八 容器の外面の温度上昇限度の値は、容器の外部の爆燃性の粉塵に着火するおそれがない値であること。

九 端子箱は、部材相互の接合面にパッキンを取り付ける方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法により外部から粉塵が侵入しないようにした構造のものであること。

十 電線が貫通する部分の容器の構造は、電線と外箱との間に絶縁物を充てんするか、又はパッキンを取り付け、かつ、電線、絶縁物、パッキン及び外箱相互の接触面の奥行きを192-1表の左欄に掲げる接触面の外周の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上とする等の方法により外部から粉塵が侵入しないようにしたものであること。

192-1表

接触面の外周の区分	接触面の奥行き
30cm 以下	5mm
30cm を超え50cm 以下	8mm
50cm を超えるもの	10mm

十一 電気を通ずる部分相互は、ねじ締め、リベット締め、スリーブ又はバンド線で補強したはんだ付け、硬ろう付け、溶接等の方法により堅ろうに接続したものであること。

十二 電気を通ずる部分についての沿面距離及び絶縁空間距離は、当該部分の定格電圧及び絶縁物の種類に応じ、必要な絶縁効力を保持できる値であること。

十三 パッキンは、次に適合するものであること。

イ 材料は、接合面の温度上昇による熱に耐え、かつ、容易に摩耗、腐食等の損傷を生じないものであること。

ロ 接合面の形状に適應した形状のものであること。

十四 電気機械器具は、その見やすい箇所に、当該電気機械器具が粉塵防爆特殊防塵構造であることを表示したものであること。

5 第2項第六号の規定による粉塵防爆普通防塵構造の規格は、次の各号に適合すること。 (省令第69条関連)

一 容器は、全閉構造であつて、電気を通ずる部分が外部から損傷を受けないようにしたものであること。

改正	現行
	<p><u>二 容器の全部又は一部にガラス、合成樹脂等損傷を受けやすい材料が用いられている場合は、これらの材料が用いられている箇所を保護する装置を取り付けること。ただし、当該箇所の材料が日本工業規格 JIS R 3206 (2003)「強化ガラス」に適合する強化ガラス、日本工業規格 JIS R 3205 (2005)「合わせガラス」に適合する合わせガラス若しくはこれらと同等以上の強度を有するものである場合又は当該箇所が当該容器の構造上外部から損傷を受けるおそれがない位置にある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>三 ボルト、ナット、小ねじ、ねじ込みふた等の部材であって、容器の防爆性能の保持のため必要なもので使用中ゆるむおそれがあるものは、ゆるみ止め構造としたものであること。</u></p> <p><u>四 接合面（操作軸又は回転機軸と容器との接合面を除く。）は、パッキンを取り付け、かつ、当該パッキンが離脱し、又はゆるむおそれがないようにする方法、日本工業規格 JIS B 0601 (1976)「表面粗さ」の粗さの表示と区分の項に定める35-S以上に仕上げ、その奥行きを10mm（押しボタンスイッチその他定格容量が小さい電気機械器具の接合面については、日本工業規格 JIS B 0601 (1976)「表面粗さ」の粗さの表示と区分の項に定める18-S以上に仕上げる場合は、6mm）以上とし、かつ、相互に密接させる方法等により外部から粉塵が侵入し難いようにした構造であること。</u></p> <p><u>五 操作軸と容器との接合面は、パッキングランド又はパッキン押さえを用いて当該接合面にパッキンを取り付ける方法、操作軸の外側にゴムカバーを取り付ける方法等により外部から粉塵が侵入し難いようにした構造であること。</u></p> <p><u>六 回転機軸と容器との接合面は、パッキンを取り付ける方法、ラピリンス構造とする方法等により外部から粉塵が侵入し難いようにした構造であること。</u></p> <p><u>七 容器を貫通するねじ穴とボルト又は小ねじとは、5山以上ねじ合わせたものであること。</u></p> <p><u>八 容器の外面の温度上昇限度の値は、容器の外部の可燃性の粉塵に着火するおそれがない値であること。</u></p> <p><u>九 端子箱は、部材相互の接合面にパッキンを取り付ける方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法により外部から粉塵が侵入し難いようにしたものであること。</u></p> <p><u>十 電線が貫通する部分の容器の構造は、電線と外箱との間に絶縁物を充てんする方法、パッキンを取り付ける方法、電線と外箱との接合面の奥行きを長くする方法等により外部から粉塵が侵入し難いようにしたものであること。</u></p>

改正	現行
<p><u>四 IEC（国際電気標準会議）規格 IEC 61241-14（2004-07）の規定により施設すること。</u> （省令第68条、第69条関連）</p>	<p><u>十一 パッキンは、次に適合するものであること。</u> イ 材料は、接合面の温度上昇による熱に耐え、かつ、容易に摩耗、腐食等の損傷を生じないものであること。 ロ 接合面の形状に適応した形状のものであること。 <u>十二 電気機械器具は、その見やすい箇所に、当該電気機械器具が粉塵防爆普通防塵構造であることを表示したものであること。</u> <u>6 次のIEC規格により施設する場合は、第1項から第5項までの規定によらないことができる。</u> 二 IEC1241-1に規定する「IEC1241-1-1構造（1993-8）」及びIEC1241-1に規定する「IEC1241-1-2施設方法（1993-8）」とすること。</p>
<p>【可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設】（省令第69条） 第193条 可燃性のガス又は引火性物質の蒸気（以下「ガス等」という。）が漏れ又は滞留し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所における低圧屋内電気設備は、次の各号のいずれかにより施設すること。 一 前条第一号イ、ホ、ト及びチの規定に準じて施設するほか、次により、かつ、危険のおそれがないように施設すること。 イ 金属管工事によるときは、前条第一号ロ（イ）の規定に準じて施設するほか、次によること。 （イ）（略） （ロ）（略） ロ ケーブル工事によるときは、前条第一号ハ（イ）の規定に準じて施設するほか、電線を電気機械器具に引き込むときは、引込口で電線が損傷するおそれがないようにすること。 ハ（略） 三 移動電線は、接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロブレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロブレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用するほか、前条第二号二（同条第一号ハ（イ）の規定の準用に係る部分を除く。）の規定に準じて施設すること。 ホ 電気機械器具は、「電気機械器具防爆構造規格」に適合するもの（第二号の規定によるものを除く。）であること。</p>	<p>【可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設】（省令第69条） 第193条 可燃性のガス又は引火性物質の蒸気（以下「ガス等」という。）が漏れ又は滞留し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所における低圧屋内電気設備は、前条第1項第一号、第五号、第七号、及び第八号の規定に準じて施設するほか、次の各号により、かつ、危険のおそれがないように施設すること。 二 金属管工事によるときは、前条第1項第二号イの規定に準じて施設するほか、次によること。 イ（略） ロ（略） 三 ケーブル工事によるときは、前条第1項第三号イの規定に準じて施設するほか、電線を電気機械器具に引き込むときは、引込口で電線が損傷するおそれがないようにすること。 三（略） 四 移動電線は、接続点のない3種キャブタイヤケーブル、3種クロロブレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロブレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用するほか、前条第2項第四号（同条第1項第三号イの規定の準用に係る部分を除く。）の規定に準じて施設すること。 五 電気機械器具は、第2項、第3項及び第4項に適合する耐圧防爆構造、内圧防爆構造若しくは油入防爆構造又はこれらの構造と異なる構造でこれらと同等以上の防爆性能を有する構造のものであること。ただし、通常の使用状態</p>

改正	現行
	<p>において火花若しくはアークを発生し、又はガス等に着火するおそれがある温度に達するおそれがない部分は、第5項に規定する安全増防爆構造とすることができる。</p> <p>2 前項第五号本文の規定による耐圧防爆構造の規格は、次の各号に適合すること。 (省令第69条関連)</p> <p>一 外部導線との接続端子は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.2 端子箱」に適合する端子箱又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる構造の端子箱内に設けたものであること。</p> <p>二 端子箱から電気機械器具本体への導線の引込み部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.3 端子箱から電気機器本体への導線引込部」に適合する方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法によったものであること。</p> <p>三 電気機械器具の前2号に規定する部分以外の部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「4 防爆構造の種類」のうち耐圧防爆構造に該当する構造であって、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7 耐圧防爆構造」に適合するもの又はこれと同等以上の防爆性能を保持できるものであること。</p> <p>四 ボルト、ナット、ねじ等で締め付け、又は固定した部分のうち電気機械器具の防爆性能を保持するため必要なものは、錠締め構造とし、かつ、当該部分が使用中ゆるむおそれがある場合は、当該部分をゆるみ止め構造としたものであること。</p> <p>五 電気機械器具は、その見やすい箇所に、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.4 防爆構造等の表示」に準じ防爆構造についての表示をしたものであること。</p> <p>3 第1項第五号本文の規定による内圧防爆構造の規格は、次の各号に適合すること。 (省令第69条関連)</p> <p>一 外部導線との接続端子は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.2 端子箱」に適合する端子箱又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる構造の端子箱内に設けたものであること。</p> <p>二 端子箱から電気機械器具本体への導線の引込み部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.3 端子箱から電気機器本体への導線引込部」に適合する方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法によったものであること。</p> <p>三 電気機械器具の前2号に規定する部分以外の部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「4 防爆構造の種類」の</p>

改正	現行
	<p>うち内圧防爆構造に該当する構造であって、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「9 内圧防爆構造」に適合するもの又はこれと同等以上の防爆性能を保持できるものであること。</p> <p>四 <u>ボルト、ナット、ねじ等で締め付け、又は固定した部分のうち電気機械器具の防爆性能を保持するため必要なものは、錠締め構造とし、かつ、当該部分が使用中ゆるむおそれがある場合は、当該部分をゆるみ止め構造としたものであること。</u></p> <p>五 <u>電気機械器具は、その見やすい箇所に、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.4 防爆構造等の表示」に準じ防爆構造についての表示をしたものであること。</u></p> <p>4 第1項第五号本文の規定による油入防爆構造は、次の各号に適合すること。 (省令第69条関連)</p> <p>一 <u>外部導線との接続端子は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.2 端子箱」に適合する端子箱又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる構造の端子箱内に設けたものであること。</u></p> <p>二 <u>端子箱から電気機械器具本体への導線の引込み部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.3 端子箱から電気機器本体への導線引込部」に適合する方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法によったものであること。</u></p> <p>三 <u>電気機械器具の前2号に規定する部分以外の部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「4 防爆構造の種類」のうち油入防爆構造に該当する構造であって、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「8 油入防爆構造」に適合するもの又はこれと同等以上の防爆性能を保持できるものであること。</u></p> <p>四 <u>ボルト、ナット、ねじ等で締め付け、又は固定した部分のうち電気機械器具の防爆性能を保持するため必要なものは、錠締め構造とし、かつ、当該部分が使用中ゆるむおそれがある場合は、当該部分をゆるみ止め構造としたものであること。</u></p> <p>五 <u>電気機械器具は、その見やすい箇所に、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.4 防爆構造等の表示」に準じ防爆構造についての表示をしたものであること。</u></p> <p>5 第1項第五号ただし書の規定による安全増防爆構造の規格は、次の各号に適合すること。 (省令第69条関連)</p> <p>一 <u>外部導線との接続端子は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.2 端子箱」に適合する端子箱又はこれと同</u></p>

改正	現行
<p><u>二 日本工業規格 JIS C 60079-14 (2008)「爆発性雰囲気中使用する電気機械器具 - 第14部：危険区域内の電気設備（鉱山以外）」の規定により施設すること。</u></p>	<p><u>等以上の防爆性能を保持できる構造の端子箱内に設けたものであること。</u></p> <p><u>二 端子箱から電気機械器具本体への導線の引込み部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.6.3 端子箱から電気機器本体への導線引込部」に適合する方法又はこれと同等以上の防爆性能を保持できる方法によったものであること。</u></p> <p><u>三 電気機械器具の前2号に規定する部分以外の部分は、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「4 防爆構造の種類」のうち安全増防爆構造に該当する構造であって、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「10 安全増防爆構造」に適合するもの又はこれと同等以上の防爆性能を保持できるものであること。</u></p> <p><u>四 ボルト、ナット、ねじ等で締め付け、又は固定した部分のうち電気機械器具の防爆性能を保持するため必要なものは、錠締め構造とし、かつ、当該部分が使用中ゆるむおそれがある場合は、当該部分をゆるみ止め構造としたものであること。</u></p> <p><u>五 電気機械器具は、その見やすい箇所に、日本工業規格 JIS C 0903 (1983)「一般用電気機器の防爆構造通則」の「6.4 防爆構造等の表示」に準じ防爆構造についての表示をしたものであること。</u></p> <p><u>6 次のIEC規格により施設する場合は、第1項から第5項までの規定によらないことができる。</u></p> <p><u>一 IEC79-14 (1996-12) に規定する爆発性雰囲気に設置する電気設備とすること。</u></p>
<p>【危険物等の存在する場所における低圧の施設】(省令第69条)</p> <p>第194条 セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質（以下この条において「危険物」という。）を製造し、又は貯蔵する場所（第192条、前条及び次条に規定する場所を除く。）に施設する低圧屋内電気設備は、<u>第192条第一号ロ(イ)、ハ(イ)、ホ及びト並びに同条第二号イ及びロ(イ)の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 火薬類を製造する建物内の場所であって第192条第一号若しくは前条に規定する場所以外の場所又は火薬類を製造する建物内の場所以外の場所であって火薬類の存在する場所（次条に規定する場所を除く。）に施設する低圧屋内電気設備は、前項の規定に準じて施設するほか、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>【危険物等の存在する場所における低圧の施設】(省令第69条)</p> <p>第194条 セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質（以下この条において「危険物」という。）を製造し、又は貯蔵する場所（第192条、前条及び次条に規定する場所を除く。）に施設する低圧屋内電気設備は、<u>第192条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第五号及び第七号並びに同条第二号イの規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 火薬類を製造する建物内の場所であって第192条第一号若しくは前条に規定する場所以外の場所又は火薬類を製造する建物内の場所以外の場所であって火薬類の存在する場所（次条に規定する場所を除く。）に施設する低圧屋内電気設備は、前項の規定に準じて施設するほか、次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p>

改正	現行
<p>【火薬庫における電気設備の施設】(省令第56条、第59条、第63条、第64条、第71条)</p> <p>第195条 火薬庫{火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第12条に規定する火薬庫をいう。以下この条において同じ。}内には、電気設備を施設しないこと。ただし、白熱電灯若しくはけい光灯又はこれらに電気を供給するための電気設備(開閉器及び過電流遮断器を除く。)を第192条第一号イ、ロ(イ)、ハ(イ)、ホ及びトの規定に準じて施設するほか、次の各号により施設する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>【火薬庫における電気設備の施設】(省令第56条、第59条、第63条、第64条、第71条)</p> <p>第195条 火薬庫{火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第12条に規定する火薬庫をいう。以下この条において同じ。}内には、電気設備を施設しないこと。ただし、白熱電灯若しくはけい光灯又はこれらに電気を供給するための電気設備(開閉器及び過電流遮断器を除く。)を第192条第1項第一号、第二号イ、第三号イ、第五号及び第七号の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>【興行場の低圧工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第63条)</p> <p>第196条 興行場(常設の劇場、映画館その他これらに類するものをいう。以下同じ。)に施設する低圧電気設備は、次の各号により施設すること。ただし、日本電気技術規格委員会規格JESC E6003(2000)「<u>興行場に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構設備の配線</u>」の「2. 技術的規定」による場合はこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 ならくに施設する電球線は、防湿コード、ゴムキャブタイヤコード又はビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであること。(省令第57条関連)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 ボーダーライトに附属する移動電線は、1種キャブタイヤケーブル、ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであること。(省令第57条関連)</p> <p>六 フライダクトを施設する場合は、次により施設すること。(省令第56条、第57条関連)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ フライダクト内の電線を外部に引き出す場合は、1種キャブタイヤケーブル、<u>ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、フライダクトの貫通部で電線が損傷するおそれがないように施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【興行場の低圧工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第63条)</p> <p>第196条 興行場(常設の劇場、映画館その他これらに類するものをいう。以下同じ。)に施設する低圧電気設備は、次の各号により施設すること。ただし、日本電気技術規格委員会規格JESC E6003(2000)「<u>興行場に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構設備の配線</u>」の「2. 技術的規定」による場合はこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 ならくに施設する電球線は、防湿コード、ゴムキャブタイヤコード又はビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであること。(省令第57条関連)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 ボーダーライトに附属する移動電線は、1種キャブタイヤケーブル、ビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルであること。(省令第57条関連)</p> <p>六 フライダクトを施設する場合は、次により施設すること。(省令第56条、第57条関連)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ フライダクト内の電線を外部に引き出す場合は、1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、フライダクトの貫通部で電線が損傷するおそれがないように施設すること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正	現行
<p>【屋内に施設する低圧接触電線の工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第58条、第59条、第62条、第63条、第73条) 第199条 (略) 2～9 (略)</p> <p>10 低圧接触電線は、第192条から第195条まで(第192条<u>第三号</u>を除く。)に規定する屋内の場所に施設しないこと。 (省令第73条関連)</p> <p>11 低圧接触電線は、屋内の展開した場所において、低圧接触電線及びその周囲に<u>粉じん</u>が集積することを防止するための措置を講じ、かつ、綿、麻、絹その他の燃えやすい繊維の<u>粉じん</u>が存在する場所にあつては、低圧接触電線と当該低圧接触電線に接触する集電装置とが使用状態において離れ難いように施設する場合を除き、第192条<u>第三号</u>に規定する場所に施設しないこと。 (省令第73条関連)</p> <p>12 (略)</p>	<p>【屋内に施設する低圧接触電線の工事】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第58条、第59条、第62条、第63条、第73条) 第199条 (略) 2～9 (略)</p> <p>10 低圧接触電線は、第192条から第195条まで(第192条<u>第3項</u>を除く。)に規定する屋内の場所に施設しないこと。 (省令第73条関連)</p> <p>11 低圧接触電線は、屋内の展開した場所において、低圧接触電線及びその周囲に<u>粉塵</u>が集積することを防止するための措置を講じ、かつ、綿、麻、絹その他の燃えやすい繊維の<u>粉塵</u>が存在する場所にあつては、低圧接触電線と当該低圧接触電線に接触する集電装置とが使用状態において離れ難いように施設する場合を除き、第192条<u>第3項</u>に規定する場所に施設しないこと。 (省令第73条関連)</p> <p>12 (略)</p>
<p>【屋内の放電灯工事(その2)】(省令第10条、第11条、第56条、第57条) 第207条 (略)</p> <p>2 屋内に施設する使用電圧が300Vを超え1,000V以下の管灯回路の配線は第188条及び第189条の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。ただし、放電管にネオン放電管を使用したものは除く。 (省令第10条、第11条、第56条、第57条関連)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 合成樹脂管工事による管灯回路の配線は、第177条(第1項第一号並びに第3項第四号及び第五号を除く。)及び第二号イの規定に準じて施設し、かつ、合成樹脂管を金属製のプルボックス又は第177条第2項第一号ただし書の規定に準ずる<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングに接続して使用する場合は、プルボックス又は<u>粉じん</u>防爆型フレキシブルフィッチングには、D種接地工事を施すこと。 (省令第10条、第11条関連)</p> <p>五～十 (略)</p>	<p>【屋内の放電灯工事(その2)】(省令第10条、第11条、第56条、第57条) 第207条 (略)</p> <p>2 屋内に施設する使用電圧が300Vを超え1,000V以下の管灯回路の配線は第188条及び第189条の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。ただし、放電管にネオン放電管を使用したものは除く。 (省令第10条、第11条、第56条、第57条関連)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 合成樹脂管工事による管灯回路の配線は、第177条(第1項第一号並びに第3項第四号及び第五号を除く。)及び第二号イの規定に準じて施設し、かつ、合成樹脂管を金属製のプルボックス又は第177条第2項第一号ただし書の規定に準ずる<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングに接続して使用する場合は、プルボックス又は<u>粉塵</u>防爆型フレキシブルフィッチングには、D種接地工事を施すこと。 (省令第10条、第11条関連)</p> <p>五～十 (略)</p>
<p>【屋側配線又は屋外配線の施設】(省令第56条、第57条、第62条、第63条) 第211条 低圧の屋側配線又は屋外配線(第224条、第227条及び第235条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)は、第164条、第170条から第173条まで、及び第188条の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。 (省令第56条、第57条、第63条関連)</p>	<p>【屋側配線又は屋外配線の施設】(省令第56条、第57条、第62条、第63条) 第211条 低圧の屋側配線又は屋外配線(第224条、第227条及び第235条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)は、第164条、第170条から第173条まで、及び第188条の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。 (省令第56条、第57条、第63条関連)</p>

改正	現行
<p>一～六 (略)</p> <p>七 ケーブル工事による低圧の屋側配線又は屋外配線は、第187条(第1項第一号及び第3項並びに第5項を除く。)の規定に準じて施設するほか、電線は、ケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧の屋側配線又は屋外配線を展開した場所又は点検できる隠ぺい場所に施設する場合は、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、<u>2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>、<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>又は<u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>を使用することができる。(省令第57条関連)</p> <p>八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>一～六 (略)</p> <p>七 ケーブル工事による低圧の屋側配線又は屋外配線は、第187条(第1項第一号及び第3項並びに第5項を除く。)の規定に準じて施設するほか、電線は、ケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧の屋側配線又は屋外配線を展開した場所又は点検できる隠ぺい場所に施設する場合は、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又はビニルキャブタイヤケーブルを使用することができる。(省令第57条関連)</p> <p>八 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>【屋側又は屋外に施設する電球線の施設】(省令第56条、第57条)</p> <p>第212条 屋側又は屋外(電気使用場所のうち屋外の場所をいい、屋側を除く。以下この章において同じ。)に施設する使用電圧が300V以下の電球線は、1種キャブタイヤケーブル、<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>及び<u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積0.75mm²以上のものであること。ただし、人が容易に触れるおそれがないように施設する場合は断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線(口出し部分の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあっては、断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線)を、雨露にさらされないように施設する場合(屋側に施設する場合に限る。)は断面積0.75mm²以上の防湿コード又は1種キャブタイヤケーブルを使用することができる。(省令第56条、第57条関連)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>【屋側又は屋外に施設する電球線の施設】(省令第56条、第57条)</p> <p>第212条 屋側又は屋外(電気使用場所のうち屋外の場所をいい、屋側を除く。以下この章において同じ。)に施設する使用電圧が300V以下の電球線は、1種キャブタイヤケーブル及び<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積0.75mm²以上のものであること。ただし、人が容易に触れるおそれがないように施設する場合は断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線(口出し部分の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあっては、断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線)を、雨露にさらされないように施設する場合(屋側に施設する場合に限る。)は断面積0.75mm²以上の防湿コード又は1種キャブタイヤケーブルを使用することができる。(省令第56条、第57条関連)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>【屋側又は屋外に施設する移動電線の施設】(省令第56条、第57条、第66条)</p> <p>第213条 屋側又は屋外に施設する低圧の移動電線は、次の各号により施設すること。(省令第56条、第57条関連)</p> <p>一 屋側又は屋外に施設する使用電圧が300V以下の移動電線は、第240条の規定により溶接用ケーブルを使用する場合を除き、1種キャブタイヤケーブ</p>	<p>【屋側又は屋外に施設する移動電線の施設】(省令第56条、第57条、第66条)</p> <p>第213条 屋側又は屋外に施設する低圧の移動電線は、次の各号により施設すること。(省令第56条、第57条関連)</p> <p>一 屋側又は屋外に施設する使用電圧が300V以下の移動電線は、第240条の規定により溶接用ケーブルを使用する場合を除き、1種キャブタイヤケーブ</p>

改正	現行
<p>ル、<u>ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積0.75mm²以上のものであること。ただし、第191条第2項に規定する器具に接続して施設する場合は断面積0.75mm²以上の<u>ビニルキャブタイヤケーブル又は耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>を、屋側に施設する場合において雨露にさらされないように施設するときは断面積0.75mm²以上の防湿コード、<u>ビニルキャブタイヤコード又は耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤコード</u>を使用することができる。</p> <p>二 (略) 2～5 (略)</p>	<p><u>及びビニルキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであって、断面積0.75mm²以上のものであること。ただし、第191条第2項に規定する器具に接続して施設する場合は断面積0.75mm²以上の<u>ビニルキャブタイヤケーブル</u>を、屋側に施設する場合において雨露にさらされないように施設するときは断面積0.75mm²以上の防湿コード<u>又はビニルキャブタイヤコード</u>を使用することができる。</p> <p>二 (略) 2～5 (略)</p>
<p>【屋側又は屋外の<u>粉じん</u>の多い場所等における施設】(省令第68条、第69条、第70条、第72条) 第216条 (略)</p>	<p>【屋側又は屋外の<u>粉塵</u>の多い場所等における施設】(省令第68条、第69条、第70条、第72条) 第216条 (略)</p>
<p>【トンネル等の電球線又は移動電線等の施設】(省令第56条、第57条) 第222条 トンネル等に施設する使用電圧が300V以下の低圧の電球線又は移動電線は、次により施設すること。(省令第56条、第57条関連) 一 電球線は、断面積0.75mm²以上の防湿コード、<u>ゴムキャブタイヤコード又はビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであること。ただし、人が容易に触れるおそれがないように施設する場合は、断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線(口出し部分の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあつては、断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線)を使用することができる。 二 移動電線は、第240条の規定により溶接用ケーブルを使用する場合を除き、防湿コード、<u>ビニルコード、耐燃性ポリオレフィンコード又はキャブタイヤケーブル</u>であること。ただし、<u>ビニルコード、耐燃性ポリオレフィンコード、ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u>は、第191条第2項に規定する移動電線に限り使用することができる。</p> <p>三 (略) 2～6 (略)</p>	<p>【トンネル等の電球線又は移動電線等の施設】(省令第56条、第57条) 第222条 トンネル等に施設する使用電圧が300V以下の低圧の電球線又は移動電線は、次により施設すること。(省令第56条、第57条関連) 一 電球線は、断面積0.75mm²以上の防湿コード、<u>ゴムキャブタイヤコード又はビニルキャブタイヤケーブル</u>以外のキャブタイヤケーブルであること。ただし、人が容易に触れるおそれがないように施設する場合は、断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線(口出し部分の電線の間隔が10mm以上の電球受口に附属する電線にあつては、断面積0.75mm²以上の軟銅より線を使用する600Vゴム絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線)を使用することができる。 二 移動電線は、第240条の規定により溶接用ケーブルを使用する場合を除き、防湿コード、<u>ビニルコード又はキャブタイヤケーブル</u>であること。ただし、<u>ビニルコード及びビニルキャブタイヤケーブル</u>は、第191条第2項に規定する移動電線に限り使用することができる。</p> <p>三 (略) 2～6 (略)</p>

改正	現行
<p>【パイプライン等の電熱装置の施設】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第59条、第63条、第64条、第76条)</p> <p>第229条 パイプライン等(導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。)に発熱線を施設する場合(第4項の規定により施設する場合を除く。)は、次により施設すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発熱線は、前条第1項第二号又は次に適合するものであって発生する熱に耐えるものであること。(省令第59条関連)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本工業規格 JIS C 3651(2004)「<u>ヒーティング施設の施工方法</u>」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「3 性能」(「3.1 外観及び構造」を除く。)の第3種発熱線に係るものに適合するものであること。</p> <p>ハ 日本工業規格 JIS C 3651(2004)「<u>ヒーティング施設の施工方法</u>」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「5.1 外観」及び「5.2 構造」の試験方法により試験したとき、「4 構造及び材料」に適合するものであること。</p> <p>三~十 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、前項第五号、第六号、第九号及び第十号の規定に準じて施設するほか、次により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次により施設すること。(省令第59条関連)</p> <p>イ パイプライン等は、次に適合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 絶縁体(次号に掲げるものを除く。)は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、次のいずれかであること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 日本工業規格 JIS C 2338(1999)「電気絶縁用ポリエステル粘着テープ」に規定する電気絶縁用ポリエステルフィルム粘着テープ。</p> <p>c 日本工業規格 JIS K 7137-1(2001)「プラスチック - ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)素材 - 第1部: <u>要求及び分類</u>」に規定するFP3E3と同等以上のもの。</p>	<p>【パイプライン等の電熱装置の施設】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第59条、第63条、第64条、第76条)</p> <p>第229条 パイプライン等(導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。)に発熱線を施設する場合(第4項の規定により施設する場合を除く。)は、次により施設すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発熱線は、前条第1項第二号又は次に適合するものであって発生する熱に耐えるものであること。(省令第59条関連)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本工業規格 JIS C 3651(2004)「<u>ヒーティング施設の施工方法</u>」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「3 性能」(「3.1 外観及び構造」を除く。)の第3種発熱線に係るものに適合するものであること。</p> <p>ハ 日本工業規格 JIS C 3651(2004)「<u>ヒーティング施設の施工方法</u>」の「<u>附属書 発熱線等</u>」の「5.1 外観」及び「5.2 構造」の試験方法により試験したとき、「4 構造及び材料」に適合するものであること。</p> <p>三~十 (略)</p> <p>2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、前項第五号、第六号、第九号及び第十号の規定に準じて施設するほか、次により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発熱体となるパイプライン等は、次により施設すること。(省令第59条関連)</p> <p>イ パイプライン等は、次に適合すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 絶縁体(次号に掲げるものを除く。)は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、次のいずれかであること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 日本工業規格 JIS C 2338(1999)「電気絶縁用ポリエステルフィルム粘着テープ」に規定する電気絶縁用ポリエステルフィルム粘着テープ。</p> <p>c 日本工業規格 JIS K 7137-1(2001)「プラスチック - ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)素材 - 第1部」に規定するFP3E3と同等以上のもの。</p>

改正	現行
<p>d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(八) 発熱体相互のフランジ接合部及び発熱体とベント管、ドレン管等の附属物との接続部分に挿入する絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、次のいずれかであること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 日本工業規格 JIS K 7137-1 (2001)「プラスチック - ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)素材 - 第1部：<u>要求及び分類</u>」に規定するSP3E3と同等以上のもの。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>□～ホ (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>d (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(八) 発熱体相互のフランジ接合部及び発熱体とベント管、ドレン管等の附属物との接続部分に挿入する絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>(1) 材料は、次のいずれかであること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 日本工業規格 JIS K 7137-1 (2001)「プラスチック - ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)素材 - 第1部」に規定するSP3E3と同等以上のもの。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>□～ホ (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>【プール用水中照明灯等の施設】(省令第5条、第10条、第11条、第56条、第57条、第59条、第63条、第64条)</p> <p>第234条 プール用水中照明灯その他これに準ずる照明灯は、次の各号により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の絶縁変圧器は、次により施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 絶縁変圧器は、その2次側回路の使用電圧が30V以下の場合、1次巻線と2次巻線との間に金属製の混触防止板を設け、かつ、これにA種接地工事を施すこと。この場合において、A種接地工事に使用する接地線を人が触れるおそれがある場所に施設するときは、接地線は、600Vビニル絶縁電線、<u>ビニルキャブタイヤケーブル、耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル、クロロプレンキャブタイヤケーブル、クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>又はケーブルとすること。(省令第10条、第11条関連)</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 第一号の照明灯に電気を供給するための移動電線には、接続点のない断面積2mm²以上の多心クロロプレンキャブタイヤケーブル、<u>多心クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又は多心耐燃性エチレンゴムキャブ</u></p>	<p>【プール用水中照明灯等の施設】(省令第5条、第10条、第11条、第56条、第57条、第59条、第63条、第64条)</p> <p>第234条 プール用水中照明灯その他これに準ずる照明灯は、次の各号により施設すること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の絶縁変圧器は、次により施設すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 絶縁変圧器は、その2次側回路の使用電圧が30V以下の場合、1次巻線と2次巻線との間に金属製の混触防止板を設け、かつ、これにA種接地工事を施すこと。この場合において、A種接地工事に使用する接地線を人が触れるおそれがある場所に施設するときは、接地線は、600Vビニル絶縁電線、ビニルキャブタイヤケーブル、<u>クロロプレンキャブタイヤケーブル、クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又はケーブル</u>とすること。(省令第10条、第11条関連)</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 第一号の照明灯に電気を供給するための移動電線には、接続点のない断面積2mm²以上の多心クロロプレンキャブタイヤケーブル<u>又は</u>多心クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルを使用し、かつ、これを損傷を受け</p>

改正	現行
<p><u>イヤケーブル</u>を使用し、かつ、これを損傷を受けるおそれがある箇所に施設する場合は、適当な防護装置を設けること。（省令第56条、第57条関連） 十～十二（略）</p> <p>2 水中又はこれに準ずる箇所に照明灯を次の各号により施設する場合において、これらの箇所に人が立ち入るおそれがないときは、前項の規定によらないことができる。（省令第59条関連） 一・二（略）</p> <p>三 照明灯に電気を供給するための移動電線は、次により施設すること。（省令第57条、第59条関連）</p> <p>イ 電線は、断面積0.75mm²以上のクロロプレンキャブタイヤケーブル、<u>クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又は耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>であること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>るおそれがある箇所に施設する場合は、適当な防護装置を設けること。（省令第56条、第57条関連） 十～十二（略）</p> <p>2 水中又はこれに準ずる箇所に照明灯を次の各号により施設する場合において、これらの箇所に人が立ち入るおそれがないときは、前項の規定によらないことができる。（省令第59条関連） 一・二（略）</p> <p>三 照明灯に電気を供給するための移動電線は、次により施設すること。（省令第57条、第59条関連）</p> <p>イ 電線は、断面積0.75mm²以上のクロロプレンキャブタイヤケーブル又はクロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p>
<p>【小勢力回路の施設】（省令第56条、第57条、第59条、第62条、第63条） 第237条（略）</p> <p>2 第177条、第178条、第180条及び第187条の規定は、第192条から第195条まで（第192条<u>第三号</u>を除く。）に規定する場所に施設する小勢力回路に準用する。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>【小勢力回路の施設】（省令第56条、第57条、第59条、第62条、第63条） 第237条（略）</p> <p>2 第177条、第178条、第180条及び第187条の規定は、第192条から第195条まで（第192条<u>第3項</u>を除く。）に規定する場所に施設する小勢力回路に準用する。</p> <p>3・4（略）</p>
<p>【出退表示灯回路の施設】（省令第5条、第56条、第57条、第59条、第63条） 第238条 出退表示灯その他これに類する装置に接続する電路であって、最大使用電圧が60V以下であり、かつ、定格電流が5A以下の過電流遮断器で保護されたもの（小勢力回路及び第238条の2に規定する特別低電圧照明回路を除く。以下この条において「出退表示灯回路」という。）は、前条第1項第三号（イ及びロを除く。）及び第四号から第七号まで並びに第2項の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。</p> <p>一～四（略）</p>	<p>【出退表示灯回路の施設】（省令第5条、第56条、第57条、第59条、第63条） 第238条 出退表示灯その他これに類する装置に接続する電路であって、最大使用電圧が60V以下であり、かつ、定格電流が5A以下の過電流遮断器で保護されたもの（小勢力回路を除く。以下この条において「出退表示灯回路」という。）は、前条第1項第三号（イ及びロを除く。）及び第四号から第七号まで並びに第2項の規定に準じて施設するほか、次の各号により施設すること。</p> <p>一～四（略）</p>
<p>【特別低電圧照明回路の施設】（省令第5条、第14条、第56条、第57条、第59条、第62条、第68条、第69条、第70条） 第238条の2 特別低電圧照明回路（<u>両端を造営材に固定した導体又は一端を造営材の下面に固定し吊り下げた導体により支持された白熱電灯に電気を供給する</u></p>	

改正	現行
<p><u>回路であって、専用の電源装置に接続されるものをいう。以下この条において同じ。）は、次の各号により施設すること。</u></p> <p>一 <u>特別低電圧照明回路は、屋内の乾燥した場所に施設すること。</u> (省令第56条関連)</p> <p>二 <u>特別低電圧照明回路は、大地から絶縁し、かつ、次のものと電氣的に接続しないように施設すること。</u> (省令第5条関連)</p> <p>イ <u>当該特別低電圧照明回路の電路以外の電路</u></p> <p>ロ <u>低圧屋内配線工事に用いる金属製の管、ダクト、線び若しくはこれらに類するもの</u></p> <p>三 <u>特別低電圧照明回路に電気を供給するための専用の電源装置は、1次側電路の対地電圧が300V以下、2次側電路の使用電圧が24V以下であること。</u> (省令第56条、第59条関連)</p> <p>四 <u>前号に用いる専用の電源装置は、次に適合するものであること。</u></p> <p>イ <u>専用の電源装置は、日本工業規格 JIS C 9742 (2000)「絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器」に適合する安全絶縁変圧器又は日本工業規格 JIS C 8147-2-2 (2005)「ランプ制御装置 - 第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。</u> (省令第59条関連)</p> <p>ロ <u>専用の電源装置の2次側電路の最大使用電流は、25A以下とすること。</u> (省令第59条関連)</p> <p>ハ <u>専用の電源装置には、2次側電路に短絡を生じた場合に自動的に当該電路を遮断する装置を設けること。ただし、定格2次短絡電流が、最大使用電流の値を超えるおそれがない場合にあっては、この限りでない。</u> (省令第14条関連)</p> <p>五 <u>前号の専用の電源装置は、次により施設すること。</u> (省令第59条関連)</p> <p>イ <u>専用の電源装置は屋内の乾燥し、かつ、展開した場所に施設すること。ただし、耐火性の外箱に収めてあるものを使用する場合にあっては、点検できる隠ぺい場所に施設することができる。</u></p> <p>ロ <u>専用の電源装置は、造営材に固定して施設すること。ただし、電源装置を展開した場所に施設し、かつ、差込み接続器を介して屋内配線と接続する場合は、この限りでない。</u></p> <p>六 <u>特別低電圧照明回路の電線は、次によること。</u> (省令第57条関連)</p> <p>イ <u>白熱電灯を支持する電線（以下この条において「支持導体」という。）は、引張り強さ784N以上のもの又は断面積4mm²以上の軟銅線のものであって、接続されるすべての照明器具の重量に耐えるものであること。</u></p>	

改正	現行
<p><u>ロ 専用の電源装置から支持導体に電気を供給する電線（以下この条において「接続線」という。）は、断面積1.5mm²以上の被覆線であって、その部分を通じて供給される白熱電灯の定格電流の合計以上の許容電流のあるものであること。</u></p> <p><u>七 接続線は次により施設すること。</u></p> <p><u>イ 展開した場所又は点検できる隠ぺい場所に施設すること。ただし、接続線にケーブル又はキャブタイヤケーブルを使用する場合にあっては、この限りでない。</u>（省令第56条関連）</p> <p><u>ロ 接続線には張力の加わらないように施設すること。ただし、支持導体と同等以上の強さを有する接続線を用いる場合は、この限りでない。</u>（省令第56条、第57条関連）</p> <p><u>ハ 接続線が造営材を貫通する場合にあっては、接続線がケーブル又はキャブタイヤケーブルである場合を除き、貫通部を絶縁性のあるもので保護すること。</u>（省令第56条関連）</p> <p><u>ニ 接続線を防護装置に収めて施設する場合及び接続線がキャブタイヤケーブル又はケーブルである場合を除き、接続線がメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属張りの造営材を貫通する場合は、第188条第1項の規定に準じて施設すること。</u>（省令第56条関連）</p> <p><u>ホ 接続線をメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの木造の造営物に施設する場合において、次のいずれかに該当するときは、第188条第2項の規定に準じて施設すること。</u>（省令第56条関連）</p> <p><u>（イ） 接続線を金属製の防護装置に収めて施設する場合</u></p> <p><u>（ロ） 接続線が金属被覆を有するケーブルである場合</u></p> <p><u>ヘ 接続線は、金属製の水管、ガス管又はこれらに類するものと接触しないように施設すること。</u>（省令第62条関連）</p> <p><u>ト 接続線は、他の電線又は弱電流電線と接触しないように施設すること。ただし、接続線にケーブル又はキャブタイヤケーブルを使用する場合にあっては、この限りでない。</u>（省令第62条関連）</p> <p><u>ハ 支持導体は、次により施設すること。</u></p> <p><u>イ 展開した場所に施設すること。</u>（省令第56条、第57条関連）</p> <p><u>ロ 人が容易に触れるおそれがないように施設すること。</u>（省令第56条、第57条関連）</p> <p><u>ハ 造営材と絶縁し、かつ、堅ろうに固定して施設すること。</u>（省令第56条、第57条関連）</p> <p><u>ニ 造営材を貫通して施設しないこと。</u>（省令第56条、第57条関連）</p>	

改正	現行
<p>ホ <u>支持導体相互は、直接接触しないように施設すること。ただし、支持導体の一端を造営材に固定して施設するものであって、支持導体のいずれか一線に被覆線を用いる場合にあっては、この限りでない。</u> (省令第56条、第57条関連)</p> <p>ヘ <u>支持導体は、他の電線、弱電流電線又は金属製の水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設すること。</u> (省令第62条関連)</p> <p>九 <u>白熱電灯及び附属品の金属製部分は大地から絶縁し、かつ、第二号並びに前号口及びへに準じて施設すること。</u> (省令第5条関連)</p> <p>2 <u>前項の特別低電圧照明回路は、第192条から第195条までに規定する場所に施設しないこと。</u> (省令第68条、第69条、第70条関連)</p>	
<p>【アーク溶接装置の施設】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第59条) 第240条 可搬型の溶接電極を使用するアーク溶接装置は、次の各号により施設すること。 (省令第56条、第57条、第59条関連) 一～三 (略)</p> <p>四 溶接変圧器の2次側電路のうち、溶接変圧器から溶接電極に至る部分及び溶接変圧器から被溶接材に至る部分(電気機械器具内の電路を除く。)は、次により施設すること。 (省令第57条関連) イ 電線は、溶接用ケーブルであって<u>電気用品の技術上の基準を定める省令別表第八 2(100)イ(ロ)bの規定に適合するもの若しくは第2項に規定するもの又はキャブタイヤケーブル(溶接変圧器から溶接電極に至る電路にあっては、1種キャブタイヤケーブル、ビニルキャブタイヤケーブル及び耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルに限る。)</u>であること。ただし、溶接変圧器から被溶接材に至る電路に電氣的に完全に、かつ、堅ろうに接続された鉄骨等を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>【アーク溶接装置の施設】(省令第10条、第11条、第56条、第57条、第59条) 第240条 可搬型の溶接電極を使用するアーク溶接装置は、次の各号により施設すること。 (省令第56条、第57条、第59条関連) 一～三 (略)</p> <p>四 溶接変圧器の2次側電路のうち、溶接変圧器から溶接電極に至る部分及び溶接変圧器から被溶接材に至る部分(電気機械器具内の電路を除く。)は、次により施設すること。 (省令第57条関連) イ 電線は、溶接用ケーブルであって<u>電気用品安全法の適用を受けるもの若しくは第2項に規定するもの又はキャブタイヤケーブル(溶接変圧器から溶接電極に至る電路にあっては、1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブル以外のキャブタイヤケーブルに限る。)</u>であること。ただし、溶接変圧器から被溶接材に至る電路に電氣的に完全に、かつ、堅ろうに接続された鉄骨等を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正			現 行		
<p>【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)</p> <p>第272条 需要場所に施設する低圧の電気設備は、272-1表に掲げる規格により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合については、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備と接地方式が同一であること。</p>			<p>【IEC 60364規格の適用】(省令第4条)</p> <p>第272条 需要場所に施設する低圧の電気設備は、272-1表に掲げる規格により施設することができる。ただし、一般電気事業者及び特定電気事業者と直接に接続する場合については、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備と接地方式が同一であること。</p>		
272-1表			272-1表		
IEC規格番号(制定年)	JIS番号(制定年)	規格名	IEC規格番号(制定年)	JIS番号(制定年)	規格名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-703(2004)	JIS C 0364-7-703(2008)	建築電気設備 第7-703部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - サウナヒータのある部屋及び小屋	IEC 60364-7-703(1984)	JIS C 0364-7-703(1999)	建築電気設備 第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 第703節：サウナヒータのある場所
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
IEC 60364-7-711(1998)	JIS C 0364-7-711(2000)	(略)	IEC 60364-7-711(1988)	JIS C 0364-7-711(2000)	(略)
IEC 60364-7-712(2002)	JIS C 0364-7-712(2008)	建築電気設備 第7-712部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 太陽光発電システム			
IEC 60364-7-714(1996)	JIS C 0364-7-714(1999)	(略)	IEC 60364-7-714(1996)	JIS C 0364-7-714(1999)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の規格で引用されている場合においても適用が除外される。</p>			<p>(備考) 表中において適用が除外されている規格については、表中の規格で引用されている場合においても適用が除外される。</p>		
2・3 (略)			2・3 (略)		

改正

別表第7 絶縁抵抗（第5条第1項、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第3項、第5項、第30条第3項、第65条第5項、第146条第4項、第5項、第228条第1項、第4項、第235条第2項）

絶縁体の絶縁物の種類		体積固有抵抗 (-cm)	絶縁抵抗 (M -km)
ビニル混合物		5×10^{13}	$R = 3.665 \times 10^{-12}$ $\log_{10} \frac{D}{d}$
ポリエチレン 混合物	表皮電流加熱用発熱線	1×10^{14}	
	その他のもの	2.5×10^{15}	
ポリオレフィン 混合物	耐燃性のもの	5×10^{13}	
	その他のもの	2.5×10^{15}	
ふっ素樹脂混合物		2.5×10^{15}	
(略)		(略)	

(備考) (略)

現行

別表第7 絶縁抵抗（第5条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第3項、第5項、第30条第3項、第65条第5項、第146条第4項、第5項、第228条第1項、第4項、第235条）

絶縁体の絶縁物の種類		体積固有抵抗 (-cm)	絶縁抵抗 (M -km)
ビニル混合物		5×10^{13}	$R = 3.665 \times 10^{-12}$ $\log_{10} \frac{D}{d}$
ポリエチレン 混合物	表皮電流加熱用発熱線	1×10^{14}	
	その他のもの	2.5×10^{15}	
ふっ素樹脂混合物		2.5×10^{15}	
(略)		(略)	

(備考) (略)

改正						現行						
別表第9 低圧用のキャブタイヤケーブルの絶縁体の厚さ（第3条第5項、第8条）						別表第9 低圧用のキャブタイヤケーブルの絶縁体の厚さ（第3条第5項、第8条）						
導体の 公称 断面積 (mm ²)	ビニル 混合物 の場合	絶縁体の厚さ(mm)				(略)	(略)	ポリエチレン混合物、 <u>ポリオレフィン混合物</u> 又はエチレンプロピレンゴム混合物の場合	天然ゴム混合物 又はブチルゴム 混合物の場合		(略)	(略)
		ビニルキャブタイヤケーブル、 <u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u> 、2種クロロブレンキャブタイヤケーブル、 <u>2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル</u> 又は <u>2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>	3種クロロブレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 <u>3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u> 、4種クロロブレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	(略)	(略)				(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
導体の 公称 断面積 (mm ²)	ビニル 混合物 の場合	絶縁体の厚さ(mm)				(略)	(略)	ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物の場合		天然ゴム混合物 又はブチルゴム 混合物の場合	(略)	(略)
		ビニルキャブタイヤケーブル、2種クロロブレンキャブタイヤケーブル又は2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	3種クロロブレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、4種クロロブレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	(略)	(略)			(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

改正			現行		
別表第10 外装、銅管及びダクトの厚さ（第8条、第9条、第10条第2項、第3項、第5項、第65条第5項、第235条第2項、第240条第2項目）			別表第10 外装、銅管及びダクトの厚さ（第8条、第9条、第10条第2項、第3項、第5項、第65条第5項、第235条第2項、第240条第2項目）		
電線の種類		外装、銅管又はダクトの厚さ(mm)	電線の種類		外装、銅管又はダクトの厚さ(mm)
高圧用のキャブタイヤケーブル	(略)	(略)	高圧用のキャブタイヤケーブル	(略)	(略)
低圧用のキャブタイヤケーブル又は溶接用ケーブル	ビニルキャブタイヤケーブル、 <u>耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル</u> 、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、 <u>2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル又はホルダー用の溶接用ケーブル</u>	$\frac{D}{15} + 1.3$	低圧用のキャブタイヤケーブル又は溶接用ケーブル	ビニルキャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又はホルダー用の溶接用ケーブル	$\frac{D}{15} + 1.3$
	3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、 <u>3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル又は3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>	$\frac{D}{15} + 2.2$		3種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	$\frac{D}{15} + 2.2$
	4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	$\frac{D}{15} + 2.6$		4種クロロプレンキャブタイヤケーブル又は4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル	$\frac{D}{15} + 2.6$
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)